

婦人少年者



- ◆雇用及び職業上の差別撤廃の促進について
- ◆読者の自由化と国際化
- ◆勤労者家庭における結婚生活問題

——研究発表会——

1962

婦人少年協会

婦人少年協会規約

(名称)

第一条 この会は婦人少年協会と称する

(事務所)

第二条 この会は事務所を東京都内におく

(目的)

第三条 この会は婦人及び年少者に特殊な労働条件の向上並びに一般婦人の地位の向上に関する知識を普及するとともに政府の行う婦人及年少者に関する業務に協力し、婦人少年問題の解決に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 この会は前項の目的を達成するために次の事業を行う

一、婦人少年問題に関する調査研究

二、婦人少年問題に関する各種資料の作成、出版、頒布

三、その他この会の目的を達成するために必要なこと

(経費及び会計)

第五条 この会の経費は次に掲げるもので支辨する

一、会費

二、寄附金

三、事業に伴う収入

四、その他の収入

第六条 この会の会計年度は毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日に終る

(会員)

第七条 この会の会員は次の各号の二種とする

一、普通会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業に協力する個人又は団体であつて毎年一、〇〇〇円を納付するもの

二、賛助会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業を賛助する個人又は団体であつて毎年三、〇〇〇円以上を寄附したもの

第八条 会員はこの会の発行する刊行物、資料等を無料又は実費で頒布を受け、又この会の行う事業について優先的な便宜を受けることができる

第九条 会員はこの会の業務について意見をのべる事ができる

(役員及び顧問)

第十条 この会に次の役員および顧問をおく

会長 一名

副会長 一名

理事 十一名以内(内一名を事務長とする)

監事 二名以内

評議員 若干名

顧問 若干名

第十一条 会長及び副会長は理事の互選による

重要な会務を議決する

会長はこの会を代表し会務を総括する
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する

第十二条 理事は会員又は学識経験者の中から会員が選挙する
選挙は書面で表決する

理事は理事会に出席し、会務の運営について協議し議決する

第十三条 監事は理事会の決議により会長が委嘱する

監事は会務を監査する

第十四条 評議員は理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する

評議員は理事会に出席し、意見をのべ重要な会務の運営に参画する

第十五条 顧問は理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する

顧問は会長の諮問に応ずる外、重要な会務の運営に参画する

第十六条 事務長は理事会の推薦に基づいて理事の中から会長が委嘱する

事務長は日常事務を処理する

第十七条 役員の任期は二年とする
ただし重任を妨げない

補欠によつて就任した者の任期は、前任者の残任期間とする

(会議)

第十八条 この会の会議は理事会および役員会とする

理事会は会長、副会長及び理事で構成する

理事会は会長が毎年二回以上招集し、

重要な会務を議決する

第十九条 役員会は第十条に規定する役員及び顧問で構成する
役員会は会長が招集し、次の事項を議決する

一、規約の変更に関する事

二、解散に関する事

三、重要財産の処分に関する事

四、その他特に重要と認められる事

第二十條 理事会及び役員会の議長は会長があたる

第二十一條 理事会の定足数は構成員数の二分の一とし役員会の定足数は構成員数の三分の一とする

議事は各出席員数の過半数で決する
賛否同数のときは議長が決する

第二十二條 理事会及び役員会は会長が必要と認めた時、又はそれぞれ構成員の二分の一以上の請求がある時はこれを開かねばならない

第二十三條 この会の設立当初の役員は設立発起人の中からこれに充てるものとする

第二十四條 この会に事務局をおく

第二十五條 事務局に関する規程および会員の事業協力に必要な規程は別に定める

第二十六條 この会が必要があるときはは各都道府県に支部を設けることができる

第二十七條 この会は将来適当な時期に財団法人の組織に切替えるものとする



《東芝トランジスタ工場で》

賀 春 1962



雇用及び職業における差別扱いの 廃止と婦人の経済的機会について

労働省婦人少年局長

谷 野 せ っ

すべて人間は自由であり平等でなければならないということは、比較的近代社会に至って認められたことであるが、このことは国際連合においても承認された基本的な原則であって、あらゆる近代国家は、この理想を実現するため、たゆまぬ努力をつづけているのである。

国際連合憲章と人間の平等

国際連合憲章はその前文において、「基本的人権と人間の尊厳と価値、男女及び大小各国の間の同権に関する信念をあらためて確認し」と規定し、一九四八年には、世界人権宣言を採択して、人間の自由と平等に関する具体的な諸条件を明らかにした。国際労働機関においても、国際連合憲章及び一九四四年のフィラデルフィア宣言において、「すべての人間が人種や信条、又は性にかかわらず、自由及び尊厳、ならびに経済的保障、及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利を持つこと」を宣明していることに基づいて、特に雇用及び職業に就いて、すべての人が公平に、平等に取扱われるべきであることの一つの活動目標として努力を続けていたが、一九五八年には、雇用及び職業についての待遇に関する国際条約と勧告を採択して、すべての人が雇用機会及び職業の場において、平等に取扱われるべき諸条件を明らかにした。

国際連合に所属している各加盟国は、これらの宣言や条約が意図するところの条件、とりわけ、性による差別扱いの廃止については、これを重視して、この趣旨を、国内体制に導くため、法律制度の改革をはじめとして、生活慣行に至るまで事実上の差別扱いの廃止について様々な努力が試みられているのである。日本でも戦後の法律制度の改革に際しては、これらの宣言や国際条約が期待している趣旨をとり入れて、憲法をはじめ各般の法律が改正され、国の意志としての男女平等・機会均等の方向が明らかにされた。一九四六年には、選挙法が改正されて、政治に参加する権利について男女同権の趣旨が貫かれた。また、民法の改正によって、婚姻及び家族関係に関する男女平等も実施された。さらにまた、教育をうける権利についても、男女の機会均等の趣旨において改革が行なわれた。雇用及び職業の場においても、婦人は国の意志として母性保護をうける権利が認められたのをはじめとして、男女同一価値の労働に対して同一の報酬をうける権利が認められ、さらにまた、労働組合に参加する権利及び経済的機会に関しては、法律で廃止されている仕事以外に男女の差なく自由に職業を選択し、職業訓練及び職業紹介において、平等に取扱われるべきことの原則が保障された。

このようにして戦後、憲法をはじめ各般の法律制度があらためられ、男女平等の方向が宣明されたことは、あらゆる面で婦人の自覚を促し、

従来の差別的な社会通念を含めて、生活慣習や慣行の上にもさまざまな改革がもたらされ、政治的にも経済的にも、また社会的、家族関係においても、婦人の地位が著しく向上していることは、まことによろこばしい傾向である。

ILO一一一号条約と男女の雇用及び職業上の機会均等

——母性保護のための特別措置は差別の理由とはならない——

けれども、多くの先進国の歴史にみられるように、法律や制度があらためられたからといって、多年にわたって行なわれてきた差別の歴史を、生活の慣行にまで及ぼしてあらためてゆくことは困難である。どんなに精巧な法律をもってしても、伝統的観念や生活慣習にまで及んで改革がもたらされるためには、その理想とするところのことが、社会の良識となってひろく理解されるところにまで発達しなければならぬものであろう。

とりわけ婦人の経済的機会に関しては、ILO一一一号条約や勧告が宣明しているように、雇用及び職業の場における差別扱いを廃止して、雇用に関する職業紹介にも職業訓練にも、あるいはまた昇進等の待遇にも、男女平等・機会均等の趣旨が貫かれるよう労働法等は期待しているのであるが、また実際には、さまざまな伝統的観念や生活慣習・職場慣行などが影響して、多くの問題を残している。また他面、婦人は人間として母性保護をうける権利も保障されねばならないのであるが、これらのことも複雑な経済関係の中で、事実上の機会均等の実を得てゆくことには、まだ容易でないものがある。

いま国際条約において、雇用及び職業における差別扱いの廃止と婦人にのみ特有の母性保護に関する特別保護との関係をどのようにみ、解決しているかについてみると、ILO一一一号条約においては、その第一条に「人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身、又は社会的出身に基づいて行なわれるすべての差別、除外、又は優先で雇用又は職業における機会又は待遇の均等を破り又は害する結果となるもの」と

いい、勧告の第一では、「雇用」及び「職業」を定義して、「職業上の訓練をうけること、雇用されること、及び個々の職業に従事すること並びに雇用の条件をいう」とのべて、差別待遇の意味を明らかにしている。さらに第五条には、「国際労働機関の総会が採択した他の条約又は勧告で定める保護又は援助に関する特別の措置は、差別待遇とみなしてはならない」として、婦人に特有の母性保護条約、夜業条約、黄りんに関する勧告等に基づく母性保護の諸条件に関しては、差別待遇の概念から排除されるべき方針が明らかにされている。

これらのことは、母性保護が人間としてどんなに大切であり、また尊重されるべきものであるかを明らかにしたものであって、その上にこそ、男女の機会均等が生かされるべきものであることを、国際条約は期待しているものと認められる。けれども、実際上の婦人の経済的機会については、その性質はもっと複雑である。ILO一一一号条約が意図するところの差別扱い廃止の理想にもかかわらず、実質的な経済関係においては、男女の機会均等の実を得て働くことにはまだ容易ではないものがあるのである。何故ならば、それは婦人の雇用及び職業に関する社会通念の問題であり、また生活慣習や職場慣行の問題であり、そしてまた、法律等の規制の問題でもあり、さらにまた、労働関係の問題としてきびしい経済原則の影響をうけるからである。

婦人の差別待遇をなくすための二、三の問題

では、婦人の経済的機会について、事実上の差別扱いを廃止して男女の社会均等を得てゆくにはどうしたらよいか。その方向について、当面考えられる二、三の問題をひらいてみると、おおよそ次のようなことがあると考えられるのである。

その一つは、従来の生活慣習や伝統的観念の中に生き残っている差別扱いのことである。その最も共通的にみられることは、職場の管理方針の中に、初めから性によって仕事を区別して考えてしまう傾向があることである。それは伝統的な態度で、ただ安易に男の仕事、女の仕事と考えてふりむけているだけで、時には男の仕事の余りだけを女にふりむけ

るという場合も少なくない。その結果、婦人は個人としての適性があってもその機会は無視される結果になり、職業訓練を受けることもなく、また昇進の機会にも均霑することが困難になる。また一般に、婦人は、仕事に興味をもつことが少ないとか、欠勤や遅刻が多いとか、あるいは、労務管理が複雑で手数がかかるなどのことを理由として、婦人を本格的に使用することを妨げる態度を持つ傾向がみられる。とりわけ結婚婦人を雇用することは一般には好まれず、時には結婚や出産の状態によって退職を余儀なくされるような取扱いをうける場合も少なくない。また、婦人に対して特別に低い停年制を設けて雇用機会に制限を加えるような差別扱いの事例なども見出されるのである。そうしてそれらのことが、時には就業規則や労働協約によってとりきめられることも少なくないのである。けれども、このようにして婦人なるが故に、結婚や出産、年齢などの状態によって、機械的、一律に雇用機会に制限を加えて、個人についての機会の選択の自由をうばってしまうようなやり方は、それは明らかに婦人に対する差別扱いというものである。これらのことも要するに婦人の使用をただ手段としてだけ考えることからおこることであって、その本質は男についても女についても、人間性を尊重したり、個々の特質にたつて、その機会が保障されるように考えてゆくことが乏しいところに男女の機会均等の基本的な意味からは反省されねばならない一つの問題があるように思われる。

第二には、主として法律によって制限される措置に関連してのことである。その一つは母性保護の見地から行なわれている婦人に対する就業制限であるが、これを男女の機会均等の立場からどのようなにみ、その限界をどこにおくかについては極めてむずかしい問題である。婦人の就業制限や安全・衛生に関する諸規則は母性保護の見地からは重要な意味をもつものである。そしてあらゆる国の法律が保護に関する諸条件を定めている。これらの保護のよって来るところの意味は、あるものは婦人に特有の妊娠・出産・育児等に伴う極めてせまい意味での、母性保護にとどまる制限や保護であるが、また職場や仕事の間において第三者に対する影響にまで及ぼして配慮された部分もあり、さらにまた、婦人に対する

る道徳的な危険のことに及んで、保護や制限の加えられているものもある。しかし、いずれにしてもこれらの保護の手だては、時には婦人労働者の負担に帰ってきて、婦人の働く機会に差別を行なう口実にもなり、また婦人の経済的機会をせざる結果にもなり易い。

また今日のように、あらゆる職場にイノベーションがすすんでいる時代にあっては、婦人に危険有害であると思われる仕事にも、新しい技術が加えられて危険有害の意味すらうすれてゆく可能性も考えられるのである。また逆に安全と思われる仕事にも思わぬ危険や衛生上不備な問題がかもされることも少なくない。総じて技術革新がすすんでいる時代においては一面において、男からも女からも仕事をうばって、婦人の仕事と考えられていた面に男が代ってみたり、また一般に機械化がすすむにつれて、男の仕事、女の仕事という差別の配慮をさえ、とり去ってしまうような傾向もみられるのである。そこで新しい仕事の行程が導入されるにつれて、安全や衛生など保護の手だてにも変化が伴わねばならないであろうし、また単に女子であることを理由として単純に生理的、肉体的な考慮だけで婦人の雇用機会を制限したり、家庭や社会その他の道徳的理由から必要以上に保護を厚くしたり、制限を加えるような態度は、一応反省されてもよいことであろう。

人間の主体性の尊重の上に立つて

結局、婦人の経済的機会に関しては、従来の生活慣習や伝統的態度、さらにまた母性保護や就業制限など、さまざまな法律上の保護手段などにまで及んで、それらの雇用が経済関係と複雑に影響しあって、その機会をせざる口実をかもしたり、また事実上差別をおたえる結果ともなっている。そして、それを極めて弾力性のあるものに伸ばしてゆくことは今後の一つの大きな課題であるようにも思われる。

国際連合の婦人の地位委員会では、婦人の経済的機会については回を重ねて討議を行ない、障害となるところの諸条件についてのたゆまぬ検討が続けられている。たとえば、母性保護が婦人の経済的機会をせざることをないよう、これらの保護の条件や施設は極力社会保障に移され

るべきであることを主張し、また専門的、技術的職業に婦人が進出することの少ない事実から、可能な職業分野を検討し、教育訓練について、あるいは職業的機会を制限するような法律の有無について、さらにまた、結婚をしてもなお、職業活動が続けることを可能ならしめる方策等に及んで調査が行なわれてきた。また家庭に責任をもつ婦人は、労働と育児と家事及び家族の幸福に対する配慮等三重四重の負担から、とりわけ経済的機会をたかめることが困難であるので、これらの問題を解決するための諸方策についての討議や検討も行なわれたのである。さらにまた、婦人の経済的機会をおびやかすような税法上の問題についても討議が行なわれたり、また停年制や社会保障をうける年齢について、男女同一であるべきかどうかの問題を検討して、差別廃止の方向を明らかにしたり、家庭に責任をもつ婦人の経済的機会について特にパートタイム制や家内労働の持つ意義やそれが婦人の経済的機会にあたえる影響等の問題点についても討議が行なわれてきた。

とりわけ、この委員会では、母性保護と婦人の経済的機会の関係を重視して、ILO一一一号条約の成定に側面から大きな援助をあたえてきたが、さらにまた、職場の機会均等にとって本質的な要件である男女同一価値労働に對し同一賃金の原則については、一一一号条約との関連でこれを重視して、男女同一賃金の原則が行なわれていない場合には、婦人の経済的機会にも自らなる差別や制限が加えられてくることになるとうと警告して、ILO一一一号条約の批准とともに、男女同一価値労働同一賃金に関する国際条約の批准が、同時に進められるべきであるとの主張がしきりに行なわれてきた。そうして、雇用及び職業の場において、男女の差別扱いが行なわれることは、かなりなところまで一般社会の経済事情が影響をもつものであって、雇用市場のせまいところにおいて、婦人の雇用機会には常に最もきびしく制限がなされ、婦人に対する差別扱いも、はげしく行なわれてくることになるとの観点から、これらの国々が一日も早くこれら国際条約の批准に向かって努力をすべきであるとの警告がくりかえしなされてきた。

結局、雇用及び職業の場における差別扱いの廃止といっても、それは

今では主に多くの部分が「法律」の制限する範囲をこえて、むしろ生活慣習や考え方の中に事実上残っている差別扱いである。そこで、職場における男女同権・機会均等ということも結局のところ、社会通念の問題から生活慣習や職場の慣行に及んで、むしろ教育上の問題として解決されてゆかねばならない部分が大きいのである。

さて、私は、本文の標題に、「雇用及び職業における差別扱い廃止と婦人の経済的機会」などと大げさなことをかかげてみたが、そのことは結局は男も女もそれぞれが人間として尊重されるということにほかならない問題であると思うのである。それは男も女も人間として個々の特質が発揮されるように、雇用及び職業における在来の観念や扱い方が改められて来なければならぬことになる。そしてそのためには、働く人達が女も男もただ「手段」として考えられるのではなく、人間としての主体性を尊重した基盤に立つて考えられてゆくことであろう。婦人の経済的機会も、このようになって初めて機会均等の意味が生かされてくることになるものと思われる。

新春の御祝詞を申しあげます

本年も一層の御指導と御援助を
お願い申しあげます。

昭和三十七年一月

婦人少年協会

会長 平林 たい子
事務局長 西 垣 実
編集長 熱 田 優 子
庶務部長 石 田 茂



貿易自由化と国民生活

石井 金之助

一 かけ足をせまられた自由化

近ごろは、売場の八〇パーセント以上を外国煙草に占められ、日本の煙草はよくみないとわからぬように片隅におしのけられている煙草屋の店頭をしばしば目撃する。また、デパートの舶来品売場はますます面積をひろげてきたうえ、ふつうの売場でも、国産品にまじって輸入商品がたくさんかざられているようになった。第一、この冬は外国製の石油ストーブが流行とかで、秋口たくさん出回っていたが、十一月半ばでみな売り切れたそうである。このように貿易自由化の波はわれわれの日常生活の実感としてはつきりとみられはじめている。

だが、一方、通産省の前には、カキ色の作業衣を着た鉱山労働者たちが、同じような色のテントをはって、冷たいおそ秋の雨の中に黙々と坐りこんでいる光景もみられる。立てかけられているプラカードには『自由化から鉱山労働者

をまもれ』と書いてある。

このように、明暗二つの国民の生活実感を含みながら、わが国の全面的な貿易自由化は急速にすすめられている。これは去る九月六日開かれたIMF（国際通貨基金）の理事会の勧告によって、八条国移行を一年延長する代償として、この十月から自由化率を六八％に、さらに十二月から七〇％、来年四月に七五％、十月から九〇％という速度で自由化計画を繰り上げることになったからである。

貿易自由化は、いうまでもなく、これを通じて、日本の経済がよりいっそうじかに国際経済につながることである。だからいままで、政府が行政的ないろいろな方法により保護していた国内産業の弱点を、海外産業との競争の場にさらけ出すことを意味する。このため、本質的にみて、少なからぬ不安が、日本の産業や国民生活のなかにあることは否定できないが、それだけでなく、現在は金融引きしめを中心とする景

気調整策が政府の手で強引に行なわれているおりにだけに、ひとひとの不安がいっそう大きいわけだといえる。だが自由化の方向はすでに昨年六月きまり、政府も産業界もこの一年余り着々と自由化準備の態勢を整えてきた。だから、手離しで不安がる必要もないし、また、日本経済が国際経済にじかに結びつくことは決して日本経済、とくに国民生活にとってマイナスの面のみではなく、むしろ総体としてはプラスになる面を多くもつといえよう。この点で、以上のような不安を除くためにも、自由化がわれわれ国民の生活にどんな影響をおたえるかということをも具体的に考えてみる必要があると思う。

二 国民の消費生活と自由化

一般に、国民生活が貿易自由化によってどんな影響をうけるかということと言う際は、まず、これによって生活が楽になるのか、どうか、ということを考える必要がある。貿易が自由化されれば、もちろん各国製の消費財や耐久消費財が豊富に日本の市場へ入ってくることはまちがいない。問題は、これらのいろいろの生活資料を買い取るような生活に大ぜいの国民がなりうるかどうか、ということが最大の関心である。もし、そうでなければ、自由化によって入ってくる外国の商品は、ほんの一部の金持のひとびとだけの生活を高める結果になり、一般国民はただ高嶺の花と眺めて暮らすしまつになる。

だが、入ってくる外国の商品を自由に買うことができるためには、何といっても、国民の所

得が高くなければならないわけである。もちろん、いままでのようにいろいろの制限がなくなつて、値段も安く、質もいい外国の商品が自由に入ってきて、収入が現在と同じくらいあるとすれば、われわれの暮らしは現在より幾分は楽になるものといえよう。しかし、実際問題とすると、豊富な商品が市場に出回ってゆく場合には、これに刺激されて、当然われわれの欲望も増加してゆくの、収入もふえてもらわないと困ることになる。それやこれやを考え合わせてみても、貿易自由化がわれわれ国民の生活にプラスとなるということは、これを機会として所得がふえる条件がつくれるかどうかというところにある。

われわれ国民の大部分は国内の産業に従事し、これから俸給をもらって生活しているか、あるいは農業生産によって生計を維持しているものである。だから前にのべたように、日本製品より、はるかに安く、かつ品質のいい外国製品が豊富に入ってくることは消費者としては歓迎するが、半面において、もし、このことにより、自分のつくっている農産物や働いている企業の製品が売れなくなった場合は、収入がへり、したがって消費能力も減少してゆく結果になると考えざるをえないのである。それだけではない。もし、海外商品によってこうむる打撃が大きい場合には、企業が倒産して失業するおそれもある。収入がなくなれば、収入はほとんど零に等しくなり、いかに安い質のよい輸入商品が町にあふれたとしても、これを買う能力は全くなくなるわけである。ここに

貿易自由化をめぐる、国民としては最大の不安が生じるわけである。

三 自由化対策としての近代化と合理化

前にのべたように、政府は昨年六月、『貿易・為替自由化計画大綱』を決定し、急速に自由化の実現をすすめるはじめたが、もちろん、それに備えるための計画もまた急テンポで出たのである。それは、欧米先進国の商品に負けないくらいに安い価格で、同じくらい品質の商品をつくり出すための準備計画であった。そのためには、何といつても、わが国の産業構造を重化学工業中心に再編成してゆくことと、各企業の生産性を高めるために、最新の技術を取り入れた設備をもたせることであり、いわゆる近代化のための設備投資が物すごいテンポでおこなわれたわけである。このような技術は国内で開発しているよりも、むしろ欧米から導入され、これを基にして、わが国の企業は急速に巨大化、近代化していった。ところが、わが国は国内資源がとばしいので、工業原料の七〇％を輸入にまたねばならない。このため、工業原料の輸入と機械設備の輸入が急テンポで高まり、他方、輸出は米国の景気後退やアジア・アフリカ諸国の資金不足などから思うように伸びず、輸入超過傾向が著しくなり、本年一月初から国際収支は赤字と転じた。そして、ついに七月、九月の金融引き締め政策となつて、景気後退期を迎えるに到つたのである。

以上のような近代化投資の結果は、国際収支こそ悪化したものの、企業の生産性は著しく高

まり、自由化によって入ってくる海外製品と競い合うだけの能力をそなえた企業もできたものの、全体的にみれば、そうそう楽観だけしていいられない条件もある。それは一つに、何といつても、原料自体を海外からほとんど買わねばならぬため、原料コストが海外製品にくらべて高くなることと、二つには、日本の企業は一貫生産で大企業が製品をつくり出すのではなく、中小企業を下請としてつかつているが、この中小企業の設備の近代化がすすみかけたところで、こんどの金融引き締め政策がおこなわれ、近代化が不十分な状態になっていること、三つには、日本の企業自体が自由化による外国の企業との競争にそなえる大きな目的よりも、国内の企業との競争の方を重要視したため、いわゆる過当競争におちいり、むだな投資競争をし、産業全体としては効率の悪い投資をおこなってしまったことなどである。

たとえば所得倍増計画によれば、十年後の昭和四十五年度に三兆六千億円の設備投資が必要であるとしているのに、この計画が発表されるやたちまち各企業は設備投資競争をおこない、第一年度の本年度で、実に三兆八千億円という設備投資をおこなってしまった。この事実などは、日本の企業が非常にたくましい増産意欲をもっているということとを表現するよりも、何ら計画性もなく露骨な過当競争をおこなっているということとを物語るものといえよう。これでは何のための所得倍増計画だかわからないことになる。こうして過剰投資の結果は、国際収支の逆調を来し、ついに景気調整政策の強行から景

気の後退ということになっていったのである。

要するに世界経済のすう勢におされ、貿易自由化は必然だという見透しの下に、その準備をおこなうため、政府は所得倍増計画をたてた。

そして日本の産業構造と企業体質の近代化を計画したところ、この計画は各企業の投資意欲をあふり過ぎて、国際収支は悪化し、これに基づく景気の後退をみたというわけである。

では、こんな形で、日本経済は自由化にふみ切れる態勢ができたであろうか。この問いに対しては、でき上がりつつあったが、決して十分ではない、と答えざるをえないのである。

四 貿易自由化に耐える道

通産省産業構造研究会がまとめた『貿易自由化と産業構造』という本によると、日本の産業で国際競争力をもつものは結局生産物の加工度の高い産業、および労働集約的な産業であるといっている。しかし、基調としては重化学工業の発達にまつことになっている。このように従来日本の産業が何よりの強みとしていたのは、安い豊富な、しかも勤勉な労働力をもっていたことである。つまり、これによって、技術的水準のおくれをカバーし、商品の質は国際的にみて幾分おとついても、価格が安いということとを売り物にして、国際市場に乗り出していたのである。

しかしながら、労働力の安くない欧米ではこれをカバーするために極力技術の高度化をはかり、これによっていつのまにか、価格においても十分日本製品と競争できるところまでになっ

ている。つまり、価格競争においても技術が低賃金に打ち勝つ時代がきたわけである。こうなると、わが国においても外国製品と堂々とわたり合う途はひとえに技術の高度化をはかることにある。しかし、技術の高度化は本来的に低賃金と矛盾するもので、賃金水準の上昇がなければ企業の技術の高度化意欲はとかく鈍りがちであるし、また、高度の技術は質の高い労働力によってのみしか育てることができないのである。このような条件から、新しい技術の習得に適した若い労働力が各企業で要求され、経済の成長とともに、深刻な労働力不足がみられるに到った。

貿易の自由化が強行されても、このような条件はいっこう変わることはない。すなわち、いかに外国製の商品と価格競争をやるとしても、再びわが国の賃金水準を低める方向にもってゆくことは不可能になってきた。むしろ自由化がすすめばすすむほど、設備を近代化して人力でやる作業をへらしてゆく方向がますますとられてゆくことになる。わが国では、いままでは労働集約的な産業ほど賃金がやすかったのであるが、こうなると、有利だったと考える根拠もだんだん失われてゆくことになる。

一例をあげれば、炭層が薄いことのため、労働力を比較的多くつかい、これを機械作業にかえコストを切下げてゆくことに限界をもつ炭鉱は、自由化で安い石油がどんどん入ってくれば全く破滅的な打撃をうけることになり、深刻な社会問題を引きおこしている。このように自由化でふるわれる産業もいろいろと出てこよう。

外国に比べ、生産性の低い産業の代表は農業である。だから、農産物の自由化がおこなわれれば、政府の力強い保護政策がなければそれこそ大変なことになるであろう。また、自由化に刺戟されて技術の高度化がすすめば、ますます若い労働力の需要はふえて、若い労働力は不足してくるし、反対に年をとった労働力は過剰になってくるであろう。

こう考えると、自由化はわれわれ国民の生活に暗い面のみを投げかけてゆくようである。すなわち、問題を短期的にみればまさしく、その面の比重が大きい、結局、この困難を克服してはじめて日本も欧米並みの労働条件や生活条件を獲得できるものといえよう。しかし、これらの犠牲者を救うための社会保障などが本気で強化されねばならなくなる。

政府はこのほか自由化対策として、輸出振興・国産品愛用その他の政策をかけている。輸出振興ももちろん大切だが、国産品愛用も無視できない。もともと舶来品に弱い国民性を日本人はもっているから、この面からも国産品愛用意識を強くうえつける必要がある。ただ問題は、精神運動に終らず、国産品自体の品質を高めることと、消費者教育を通じて、科学的、合理的な態度で買物や消費をおこなうように導くことから、国民に本当の国産品愛用意識をもってもらうことが大切であろう。



私は二か月まえにドイツに行った。ベルリンと北の海に近いリュベックとで、東西ドイツの鋭く対立した様相を見た。

ベルリンでは特に向うの建物とそれにつづく道路との間に境界線がある。有様で、泣きながら距てられた肉身とハンケチをふり合っている姿が目にとつてくる。

新聞でよんでも、ドイツの東西対立の様は一応想像できる。けれども、現地に行つて、剣つきの兵士が塀づくりをする。

東西ベルリンの労働者

平 林 た い 子

る労働者を監督している凄惨な光景には見たものでなくてはわからぬ実感があつた。

この東西ベルリン間の閉鎖に西ベルリン市民が二度にわたつて抗議大会をしたのは、勿論、東ドイツ政府やソ連に対する人道の憤りである。が、その憤りには、この閉鎖によつて、少なからず西ベルリン市民が経済上の打撃をうけたことが含まれていることも見のがせない。

というのは、東ベルリンは西ベルリンにとって商売のお客であり、また、労働力の供給源であつた。しかも、西ベルリンよりも安く、熟練・不熟練の労働者を供給する源だったのである。

閉鎖によつて西ベルリンが忽ち困つたのは、まず、家事労働者がなくなつたことだそう。殆んど西ベルリンのメイドは東から通つていたものである。テレフォンケンというドイツ最大の電機産業の労働者も大分東ベルリンから来ていたそう。その他にも、この閉鎖の打撃で事業を縮小した事業家があるという。

私が興味を感じたことは、東からくる労働者の賃金が西の水準よりもやすいということと、手に熟練のない女性の就く西の家事労働を東の女性が受けてもつていゝ点である。雇主は、安く雇いたがるものだが、労働者がそれを拒めば成立しない筈で

ある。してみると、そういう労働条件を与えたとき、東ベルリンの労働者は承知したのにちがいない。が、なぜ東の労働者は西より安いという相場が立ったのだろうか。

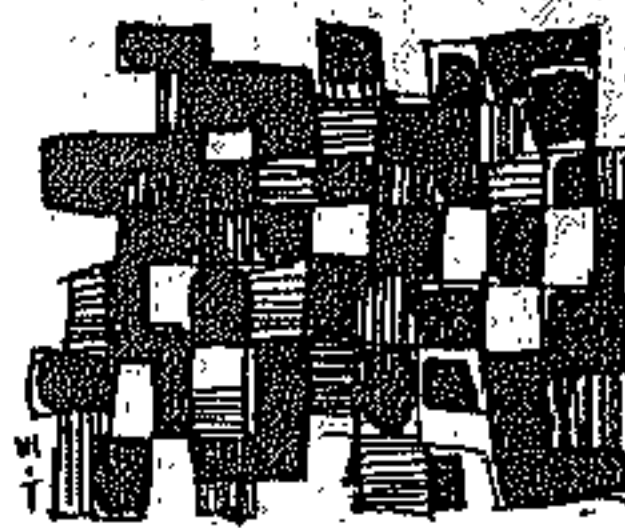
日本の経験では、朝鮮から来た労働者が日本人よりも安く使われた。それは、人種的な特権意識と朝鮮人の生活水準が日本より低いということが原因であつた。

ドイツの場合にも、この経験をそのままあてはめるとすると、東西ベルリンの一般市民の生活状態が具体的に想像できる。それにしても労力不足になやんでいた東ドイツが、やすい労働者を輸出しているとはちょっと矛盾している。特に給料のやすいメイドという職業を西に来てさがすとはおかしいことである。よほど東の生活がわるいのだろうと想像する他ない。

東西ドイツのばあいに限らず、日本からドイツに向けて行く炭坑労働者の場合でも、こういう法則は働いているだろうと思うが、その国の労働者の外国における待遇は、やはりどこかで、その国内の労働条件に影響されているといふことがいえる。本国がしっかりしていなくては、外国に出ても幅がきかないのである。

(写真はベルリンのマリエンスフェルデ難民収容所で脱出者の大学生と対談する筆者。)

女子の職業病



石 津 澄 子

1

まだ記憶に新しい方もおられると思う。つい二三年前、大阪・東京地方のサンダル製造にたずさわっていた婦女子に爆発的におこった重症ベンゾール中毒事件は労働基準法施行のやがましい、また、職業病予防規則まで二、三出ている近代の中で、おどろくべき前近代的な事件であった。人間の労働現場とはいえない作業現場や原始的な作業方法は有毒なベンゾール含有糊使用でたちまち悲惨な犠牲者を続出させてしまった。幸いにして、ベンゾール含有糊の使用禁止や代用品の使用など、いろいろな対策・処

女子の職種と職業病

職 種	職業病の種類とその症状	原 因
塗装作業	血液障害、生殖機能障害、胃腸障害	ベンゾール、トルオールなどの有機溶剤の吸入
火薬包装作業	血液障害、皮膚障害、肝機能障害	TNT(トリニトロトルオール)への接触、吸入
火薬包装作業	狭心様発作、血圧下降など循環器障害	ニトログリコールへの接触吸入
陶器上絵付作業	血液障害、末梢神経障害、生殖機能障害	含鉛塗料の皮膚汚染、径口摂取
防水布仕上工	肝臓障害	防水塗料溶剤の四塩化エタン吸入
寒暖計製造工	末梢神経障害(手肢のふるえ)	水銀蒸気吸入
サンダル製造業	血液障害、生殖機能障害	ベンゾールその他有機溶剤の吸入
ペン先製造業	爪、指の障害(ひょう疽)	VPIという錆止めによる皮膚汚染、ペン先での外傷
美容師	皮膚、爪の障害	コールドウェーブローションの取扱いによる
医師・放射線取扱者	血液障害、皮膚障害、生殖機能障害	X線、γ線などの電離放射線照射
キーパンチャー	手指腱鞘炎、ノイローゼ	手指の労働過重、これが誘因となつてのノイローゼ
電話交換手	難聴、ノイローゼ	聴神経の刺激過多、精神疲労
バスガール	内臓下垂、生殖機能障害	振動、立作業
エレベーターガール	" "	同上
百貨店員	生殖機能障害	立作業、精神緊張、過労の冷房
一部のオフィスガール	" 神経症	過度の冷房、不適作業
重量物運搬作業	生殖機能障害、腰痛、神経痛	腹圧の増加、重労働
農業	末梢神経障害、腰痛、眼障害、骨変化	重労働、脱コク
速記記者	書癩(神経症)	手指の酷使
書記	" "	"
小説家	" "	"
スチュワーデス*	?	深夜作業、交替勤務
サービス業*	?	" "

(備考) * 印については、まだ明らかな職業性障害としては見出されていない。
しかし、発生する可能性があるものとして、記載した。

置でこの事件は短期間で終熄してしまったが、これほど爆発的かつ悲惨でなくとも、働く女性を狙う職業病はいろいろな形でいろいろな程度

に見出される。私共の経験した例のみをあげても二十数種類に及び、これを一覧すると表のとおりである。

この中にはトピカルなニュースで一般によく知られているものもあり、一部の人だけに注意を喚起されたにすぎないものもある。また、当然、以前は問題になったが現在も殆んど見出されないのである。然、この逆もある。これらの詳細については詳述する枚数をもたないの、最近、問題となつた二、三のものについて簡単にのべてみよう。

2

東京のビル街、あるマンモ

スビルのある階に、近代的な建築で明るい照明の、エヤーコンディショニングの完備したある作業場がある。

並べられた機械はオートメーションの先端をゆくIBM、デラックスBGと異名をとったキーパーンチャーたちが一斉にパンチ作業を行なっている。労働時間と給与とのバランスをみるならば、アメリカのBGなみとまでいわれたこの人々にも、実は職業病という思いがけぬ障病がおこった。

キーをパンチする手指、特によく使う右手の第IV指（いわゆるくすり指）に発生した痛み、それが腕・肩にまで放散し、これが直接・間接の原因になっての神経症である。

外観的には患部に何らの他覚所見はなく、ただひたすらに訴える痛みは結局「腱鞘炎」という臨床病名となったが、これに続発するつかみどころのない神経症症状は労務管理上、困難をきわめ、徒らに使用者側の疑心暗鬼を増すばかりであった。

私共が過去二か月余に亘って、いろいろな角度からこの問題を追求したのは、障病の実態把握を科学的に証明しようとしたかったからである。

私共はまずキーパーンチャーという作業の分析から始め、作業者の疲労調査、ふるいわけ検査、整形外科的な障病、手指の精密検査、神経学的検査、作業場の環境調査などを次々に実施した。

この結果、障病の発生し易い第IV指は他の四指に比べて、明らかにキー叩数が多いというこ

と、従って、疼痛という症状が先ず第IV指に現われるのはやはり、この指に過重の労働負荷がかかっている事を見出した。この手指の腱鞘炎の予防には、労働量軽減という処置と適度な休憩時間の挿入で一応解決がつくとの見通しを得た。同時にキーパーンチャーのテクニックにも幾分の工夫が望ましく、例えば第IV指を単独で使わず、第III指を添えて打てば、第IV指の過重の負担を軽減出来るというようなことである。

また一方では、作業姿勢を標準化する事によって、肩こりや腕の疲労などもある程度軽減し得ることを推奨した。

従って、局所の労働過重による腱鞘炎やそれに随伴する腕・肩の痛み、こりなどの病理学的症状はある程度具体的対策樹立の方向を見出し得たように思われた。

しかし、他方、これに続発する神経症は前者とは著しく性格を異にした疾病症状で、その因子も必ずしも単純に腱鞘炎が主因とはいえないという成績であった。

つまり、臨床病理学的に腱鞘炎の存在するもの及びその他の肉体的苦痛を訴えるものに必ずしも神経症的傾向はなく、何らの肉体的障病の存在しない例に、かなり烈しい神経症傾向を見出すことが少なくなかった。

大きいようであった。

しかも、この傾向を示す人々はいずれも勤続年数が比較的長く、主導性の高い、外向性の性格の人に顕著に現われていた。いいかえれば、これらの人たちは障病に対する不安をかくすことなく、自由にかつ幾分誇張して訴えており、これが職場全体をある雰囲気包み、心理的に流行したかのような状態であった。しかし、もちろん、それだからといって、単なる誇大な訴えとか詐病に類似する種類のものではなく、この傾向自身がやはり一種の病的ともいえるのである。

この対策には当然、障病に対する不安を除去することが先決であり、障病の診断を確実にし、すみやかに対策・処置すること、障病者の事故措置基準を確立すること、長年月の継続作業は出来るだけさけること等々である。

また、職場の環境条件の整備としては、騒音の対策や照明、神経緊張を緩和するような職場の雰囲気、スムースな人間関係等で、これは現在次々に対策をたてているようである。

IBMキーパーンチャーの腱鞘炎神経症の問題は結局、実態を明らかにする事によって、問題点が明確となり、従って対策の方向もある程度見当がついたといえよう。私共は恐らくこの成績自体が案外、キーパーンチャーの神経症を話すことになるのではないかと考えている。

3

火薬工場といっても一般の女子にはあまり縁

がないかも知れない。危険な爆発物を扱うという事で「こわい所」というのがいつわらざる感じかも知れない。たしかに火薬工場の災害はおそろしい。何かちょっとした事故でもたちまち犠牲者が出るということもおこり得る。しかし、最近はその以上にもおそろしい職業病がおこってきた。

ダイナマイトを作る工程に従事する男女作業者が月曜日の朝、突然、狭心様症状をおこし、そのままポックリ死んでしまうのである。

これは日本ばかりでなく、外国でも見出されていて、やはり休日の翌日しかも朝死ぬことが多い。何故であろうか。理由はまことに簡単であり、また、なかなか複雑でもある。

ダイナマイトには以前はニトログリセリンという薬品が使われていたが、これは冬になると凍り易い。凍ると、ちょっとした刺激にあっても、硬いので爆発し易い。いわゆる衝撃が加われば爆発することはこの種の火薬の特徴でもある。

そこで、ニトログリコールという薬品をこれに交ぜあわせると凍らない。いわゆる不凍ダイナマイトとなり、災害はかなり防ぐことが出来る。以前はニトログリコールはかなり高価であったが、石油化学の発達で比較的安価に入手出来るようになり、最近ではニトログリコールをかなりたくさん含むダイナマイトを作るようになった。ところが不幸な事に、このニトログリコールは人体に対して、ニトログリセリンよりは有害であった。

その結果が月曜日の朝ポックリ死んでしまいうという事態になった。

つまり、原因はニトログリコールによる中毒である事は明らかである。しかし、それならば何故月曜日の朝にだけ死ぬ人が多いのかということになると、これはまことにむずかしい。

月曜日といえば日曜日の翌日だから、休日の翌日ということになる。一日休んでいるということとは、工場ではニトログリコールを扱っていないということにもなる。

ウィークデイにはこのような狭心様症状発作をおこす人は比較的少なく、休日あけに多いということは、大なり小なり、ニトログリコールに暴露されていればおこりにくく、暴露をやめたあと、しかも朝にこの症状がおこり易いという事である。複雑な人間の生理機能は現在もお、わからないことが多いが、このニトログリコール中毒の本態や病因が明らかになるには、まだいろいろの実験的研究が積み重ねられなければならないであろう。

ただ、作業現場では、何としてでも月曜病を防止しなければならず、ニトログリコールへの接触を出来るだけ避け、蒸発するニトログリコール蒸気を作業者が出来るだけ吸わないよう、労働衛生学的な対策をこうじた。

もちろん、作業者の健康診断は頻回に行ない、要注意者は配置転換したり、休業させたりした。この結果、ここ数年来、毎年夏期には一人、二人と出ていた犠牲者は、今年は一例も見出せないという状態にまで好転した。

現在、むずかしい病因学的な研究を実験的に追求しており、予防治療方法にまで発展させようという段階である。

4 以上、私はごく最近、問題になった婦人の新しい職業病の代表的なものについて、我々の知る範囲での成績をのべてきた。

これらの経験はもちろん、過去に私共が経験した多くの女子の職業病の発生について考えてみると、女性の職業病には、女子という身体的特性が職業病を誘発し易い場合もあり、女子だけの特殊職種ゆえに、女子の職業病が問題になったという場合もあった。IBMなどはまさしく、後者に属する例であろう。

いずれにせよ女子の職場はオートメーション時代と共に、ますます広汎拡大するかも知れないし、また、それだけでなく、女子の社会進出は増加する傾向にこそあれ、減少することはないと思う。このような時代の進歩と共に、働く女性の健康障害、健康管理の問題は将来企業経営者には大きな課題となるであろう。単に環境条件や労働条件を女子の身体条件に適合したものに整備したものにするだけではいいというだけでは、若い女性の感受性の高い精神心理状態をも考慮した人間関係や作業の方法を検討しなければならぬからである。

アメリカの

社会保障



島田とみ子

二か月のアメリカの旅の間に社会保障に関する施設を訪れたのは数か所に過ぎず、この短期間に広大なアメリカのいくつかの州をかけ足でのぞいただけである。この国の社会保障を正面から論ずる資格はない。むしろ旅行中に得たさまざまな印象から感じたこの国における社会保障の意味や問題と思われる点を書きつづけて専門の方々の御意見をうかがいたいと思う。

強く印象づけられたことは、国家による社会保障ということ。アメリカ人は深く意識していないし、生活に関連づけて考えてもいないのではないかという点である。アメリカは自由競争

がはげしく、その闘いの中で自主独立することを尊ぶ社会である。従って、生活の保障も自力でやろうとしている。生命保険や養老保険をはじめとする民間の保険制度は非常に発達しており、主人の死や老後にそなえて保険をかけるのは常識となっている。ある中流家庭で家計の話が出た際に、その主人は「私が死んだら、妻と三人の子どもには七万ドル（二千五百二十万円）の保険金があります。年に四百ドル余りをかけていますが」といくらか誇らしげであった。七万ドルあれば三人の子どもをかかえた若い奥さんも一生とはいかなくても当分の間、生活の心配はないであろう。この三十歳のアメリカ人は七年間に年収一万ドルから二万七千ドルになったという有能な働き者である。勤勉と才能をもってすれば、機会と富の与えられる国であり、その自由競争を是とし、自力で生活の安定をはかろうという気風が根底にある。むこうの主婦たちの家計簿には保険費という項目は必ずといってよいほどあるが、その会話で、社会保障という言葉はあまりきかなかった。

このように豊かな中産階級の層は増大し、繁栄する社会で高い生活水準を享受しているが貧困層がないわけではない。ニューヨーク、ボストンなどを見た貧民街では、黒人やプエルトリコ人の男女が朝から、働くこともせず、道路にたむろし、すさまじい光景であった。またニューヨークで女子の職業高等学校をたずねた折に、婦人の校長さんは「生徒たちの多くは貧困家庭から来ているので、手に職をつけて自立の

道を開いてやるのが本校の目的です」と卒直に話していた。場末の保育所を見に行った時、幼児たちの母親は未婚の母、夫と離婚又は死別したもので、工場などで働きカツカツ暮している人たちだということであった。ニューヨークのスラム街付近の公園で、貧しげな老人の群がベンチに並んでいる光景を見た時なんともいえず、取り残された人々、アメリカの繁栄の底に、これらの人々は黒くよどんでいるのである。

が、アメリカにも社会保障制度はかなり古くからできている。三十年代の不況で一千万の失業者を出したことがきっかけで、一九三五年社会保険法が成立、その後五回重要な改正を経て今日に至っている。この法律の骨子は「社会保険」(失業保険・老齢保険・遺族保険)「公的扶助」(老人・失明者・子供・完全廃疾者への扶助)「児童福祉」の三本立てである。このうちたとえば失業保険は、経営者が賃金支払税として賃金の三割を支払い、これを連邦政府が州別に基金として積立て、この中から失業者に保険金を支払う。保険金額や期間は州毎に異なるが最高、週三十六ドル、支払い期間は長くて三十六週から三十週である。老齢及び遺族保険は、連邦政府の所管で労使双方が毎月賃金の三割を拠出して基金を設け、老齢保険では男六十五歳、女六十二歳から平均年収を基準として算定された額が受け取れる。たとえば平均年収四千五百ドルの单身男子であれば月額十二ドルの老人年金である。公的扶助は連邦政府が相当の額を補助して

各州が実施しているもので、連邦政府が負担する最高限度額は、老人・盲人、廃疾者は月六十ドル、子どもでは第一子三十二ドル、第二子以下は二十三ドル等となっている。従って実際の扶助額は州によって異なるが、私が訪れたサンフランシスコの福祉事務所長の話ではカリフォルニアの老人扶助額は最高百五十ドルということであった。この老人扶助を受けているものは凡そ二百五十万、月平均六十一ドル、前に述べた老人年金の月額平均は六十六ドルでいどである。

以上のように社会保障の形は一応整っているが、金額は少ない。ニューヨークで娘さんが一人で暮らすのに二百五十ドルでは苦しいときいたし、アメリカ人の平均収入は年四千ドルから五千ドル、従って月百ドルに満たない額では生活を支えるよりも、補助という程度であろう。福祉関係者の話によると、増額の努力をしているのだが容易ではないということだ。若い人や壮年者は、まだ自分の力でやれる可能性があるからよいが、退職に追いこまれた老人の場合が最もむずかしい。アメリカの老人人口は医療の進歩と生活水準の向上により増加の一路をたどっており、六十五歳以上の老人人口は一九五九年には人口十三人に一人であったのが一九七五年には人口九人に一人となろうと予想されている。老人の経済上の問題と同時に最近問題となってきたのは老人の医療である。公的扶助制度では老人の医療費として月六ドルが支給されることになったが、この金額は医療費の高いアメリカでは雀の涙に等しいものである。アリ

ゾナ州のフィニックスで、私設の老人保養所を見学したが、ここでは生活費も医療費もない老人たちが数十人収容されて州の扶助と民間の援助の下に治療をうけていた。入所には半年待たなければならぬということであったから、こうして入所できた人々は幸運の部類に属するのである。

アメリカには国家による強制医療保険制度がない。これは今後のアメリカ社会保障の重要な問題であって、これが実現すれば、老人の医療問題なども自然に解決するものである。ではアメリカ人はどうして、疾病にそなえているかというと、ブルークロス、ブルーシールドといった民間の健康保険制度、企業内の医療給付制度、あるいはいくつかの州営健康保険制度などによっている。私のきいたところでは一般的なのは民間健保で、私の旅行中も一か月余にわたったセミナー期間は病気になった場合の医療は、主催団体が一括して私たち参加者を民間健保に加入させてくれた。腹痛をおこしてこの医療保険のお世話になった仲間もなん人もいた。医療費がおそろしく高いアメリカだが、こういう健保に加入していると比較的やすく医療がうけられるもののである。

カイザー・ヘルス・プランというそういった民間健保の事務所をサンフランシスコで訪ねた。この健康保険はカリフォルニア一帯に六か所の病院を経営し、十数か所の個人病院を傘下にもち、その他に出張事務所も各地にあるという相当に大きなもので加入者は百万に近いらしい。

毎月のかけ金は、加入者が一人なら月七ドル三十五セント、本人と家族一人なら十三ドル三十セント等ときまっている。診察・入院・手術などは無料、投薬、特別な処理、出産などについても一定のやすい料金でやってもらえるようになっていく。個人や家族加入だけでなく、勤労者の団体加入もできる仕組みになっていた。見学した付属病院の一つは最新式の設備をほとんどしたもので、日本人二世のお医者さんも一人働いていた。が、中産階級はこういう制度にも自力で加入していけるだろうが、それができない人々も少なくはないであろう。

むこうに滞在中この国はルツボのような社会ですという言葉をしばしばきいたが、今もヨーロッパや南米から絶えず流れこんできて、アメリカに生活を求めようとしている人々が至るところにいるのに驚いた。その中からは薄弱者もでるであろう。このように巨大な歯車をまわしながら形をなさずに動いている社会では、社会保障などというものが充実に保たれるにはなかなか困難がある。また、この国を支配する自立の精神はそれに対して反撥もするだろう。イギリスのような福祉国家が見事にでき上がったのは、歴史を積み重ね富も十分に蓄積して一つの完成した国家が、さてとその社会をふり返り、富の不均衡を是正し、貧しい人々を一般の水準にまで高めようという意欲をもちだした時に出現したのではないか。若い国アメリカの社会保障の一端をのぞいてこんな感想をもったのである。

(ひとこと)

この頃の子供に思うこと



十時 賀子

近頃は、親や教師の名にあぐらをかいてものをいうにはあまりに物ごとが社会的である。しかし、みんなが同じように横ならびに手をつないで話のわかりあえる環境をつくり出していくことは容易なことではない。ともあれ、こうした方向への努力が家庭から社会へと波紋を画きながら、まがりなりにも新しい戦後の国づくりを始めたことは、おそまきながら上出来ともいえる。戦後、いろいろ考え方が変わったなかで、一向変りばえのない多くの男性に比べて、女性の変化には目ざましいものがある。その内容の是非はともかく内にあっては夫や子供、ましてや社会の動きからとり残されがちな家庭の母親達が、それがよきにつけあしきにつけ物事への関心と「判る」心の持ち方を進んで求め学びあつて、新しい家庭づくりの役割を自覚しつつあることは確かだと思ふ。

知らないは別として、近頃の若い世代の取扱いは世の親ならずとも思ふ。自他共に新しくなつたつもりで、わが子ながら、こればかりは思うにまかせぬ風情である。身近にあるだけに母親の思いも切実で、年頃の娘、息子の挙動の前にはすっかり自信喪失症にとりつかれてゐる。しっかりとらえていたつもりの子供から悲しい肩すかしをくわされたり、置き去りにされたりする。たとえ夫と不和でも、子供に対する女親としての本能的な専有意識が子供の事は母親が一番よく知って理解しているのだ、よもや裏切りやしまい、そのつもりが所詮は独り芝居に終つて体の中を風が吹きぬける思い。子の名の上に漠然と安易に座していた多くの母の座も、妻の座と同じくらいおびやかされている。

ひとたび事がおきると「うちの子に限って……」と容易に認識しないのも親心だが、常にわが子は被害者で、他人の子は皆加害者よばかりする母親は多いものだ。何の根拠もないのにうちの子に限って、大丈夫、知るまい、やりやすまいと信じようとして、目とじ耳ふさぎでこらえているような落着きなさ。子供は何時までも子供らしくあつてほしいし、また親にとって何時までも子供のつもりでも、子供の方は心理的にも、肉体的にも、社会的にもすっかり独走しているつもりで、このつもりのずれが双方の手の届かぬところで模索しあつてゐるような気がする。

親や教師から支えられた範囲内で何ということなしに学び育つことを一番無難と考えたひと頃、この是非は別としても、これまでの漠然とした親子の信頼感に、もう少し智に立つた信ずることの責任と根拠の大切なことを考えたいのである。信ずることとは大切である。そして親子の感情は割り切れぬところにこそ意味もあらう。だが、信ずる、理解するといふことは、若い世代への妥協ではない。よりよく「知る」ことだと思ふ。それには今のおとなが自分らがどのような子育てしてきたかをまず「知る」ことであらう。無責任な「はなせる親や大人」はあつても正しい認識の上にたった「はなせる親や大人」は少ない。公の場に出されて「まあ……この子が！」と一概に思いつめるのも早計だが、無責任な保護や理解づらが問題を助長させていることに気づかない。親達が自己満足している間に子供は別の行動をおこしているのである。

犯罪とか非行とかいうと特殊な世界の限られた人間の問題で、自分の生活にはまるで無関係のように考えがちである。しかし、こと青少年の問題に関する限り、わが子も人の子も等しく社会の子であり、社会の連帯責任において監護されねばならぬものである。どこかの世界の出来事だといっている間に、今日も一人二人とつまづいていく。ともあれ、今日の親子関係や家庭の在り方はむずかしい。お互に人間として独立した人格がものをいうのである。親子の危機だけでなく、夫婦の危機ですらある現象があまりに多い。夫婦だけの側からは、相手が生涯の不作と思えば、また別れるという社会的手段もある。手段の余地ない子供にしてみれば、一概にいえないにしても、両親の出来不出来は随分と一生の運命を決定づけるものではなからうか。その理由の是非は何であれ、夫婦にとつてお互が必要でなくても、子供にとつては両親とも必要なのである。一番愛情のほしい時期にとくにこの感が深い。

問題少年は家庭に学校に職場に社

会にと彼等なりのいい方をたくさん持っている。少年のみの責に帰し得ない多くのことを教えられるのである。故なく社会の吹きだまりにさらされて、一人でも泣く子をつくらないうようにしたい。

福岡婦人少年室の図書棚の上には、およそ室には不似合いな立派な賞状と安永良徳氏彫刻によるおおらかな表情をした三人の児童像の額が掲げられている。これは福岡エネスコ協会が、西日本文化の発展の一助として「子供の幸福のために」をテーマとして去る七月から福岡市の三グループを選び、それぞれの問題について調査研究を委嘱した結果、研究団体から提出された論文に対しての表彰状とその副賞である。



調査活動で 表彰された 「こだまグループ」

この賞状をうけたのは、「こだまグループ」つまり研究を引上げた中の一グループである。このグループは福岡市内の中小企業に働く青少年のグループで会員三〇人余り、理髪店員・運転手・工員・事務員・

この国の青少年対策は敗戦を機にやっと思ひ出したという感がする。あわてて、国家再建の夢を若い君らに話しているのだと今更低姿勢でいえたきりでもないが、話された少年達は矛盾ウラハラな大人達の言

渡辺 かつ子

裁縫手・お手伝いさんなど、さまざまである。三年前当室が「働く年少者の座談会」を開催したとき、出席した年少少女の友情が実を結んで誕生したもので、進学出来ない悲しみや、小さな店で働く孤独感を吹き飛ばしてゆこうという趣旨で出発したものだという。

「こだまグループ」のテーマは「青少年の非行化防止」つまり戦後社会の最大汚点といわれている不良青少年の増加についてその原因と対策を青少年の立場から究明することであった。グループがこの研究に取り組んだのは、自分達自身の問題ということと同時に回りを正しく認識したいという向学心からだった。が、いざやってみると思った以上に難事業であった。調査票を

動にきわめて警戒的である。不信感を解くことは容易ではない。だが、彼らにも社会共同体の一員としての社会的な責任のあることを忘れさせてはならない。この意味からも幼児からの在り方に家庭や社会に託され

も間に合わず、各自手分けして自宅に持ち帰って整理したが、住み込みの者は雇主の顔色もつかねばならず、思った程容易ではなかった。第二には力の不足、みんな生まれて始めての調査のまじめに学力の不足を歎いたと報告書には書かれている。しかし、この難事業を真夏の暑い盛り、三か月を我々は徹夜をしてまとめ、それぞれが集計の結果を「表」にし、解説を加え、分担してガリを切り、得意の者が表紙に絵を書き、八〇頁に及ぶ論文を形づくったのである。

た責務は大きい。また情緒にまかせて手放して同情したり、追従して若い世代の考え方を甘やかす、あやまらずようなジャーナリズムや世論の取りあげ方のないよう心したいものである。

(家庭裁判所勤務)

彼等には残念ながら特定の集会所がないので、日曜以外の休日にはよく室に顔を出す。そのようなところから彼等の意志によりこの賞状は当分室に預かることにした。これらの青少年が入生の壁につき当たった時、余暇のすべををさいて真剣にとりくんだあの調査研究の集大成の現われであるこの彫刻をみれば、テーマに向かって体当たりした当時の精神力が再びもり上がって悩みを克服し、壁をつき破ることができるところではなかるうか。グループも身辺の問題から社会へと目を向け、自分達の技術をととして社会施設への奉仕など続けている。集金ごとに小銭を投入している容器も持ち運びに骨が折れる程重みを増している。暮には暖かい贈物に変わってどこかの施設に届けられることだろう。しばらくふりて顔を出す時、ハッとするとくらくら大人びてくる彼等、この人達が大人に成長した時、民主主義社会のよき中堅として、地域社会に、産業界に根を下すことと楽しみである。

(福岡婦人少年室長)



— 全員食堂で給食 —

給食制度と系数管理

——横山電機の歩んできた途——

三小田 登之助

私どもは労務という面に限らず、すべて従業員あつての会社——社長も従業員である。横山電機に働いているすべての者は同じ資格であるという考え方で、すべての問題を貫いてきました。そのため、過去においては、労務管理の改善という面で、事新しく取りあげるほどのことはありませんが、横山電機には横山電機の生き方があるという考え方から、実施してきた労務管理改善の二、三の事例を御紹介したいと思ひます。

一 給食制

従業員を仕事の上だけでなく、共通の楽しみといひますか、仕事を離れて親しく接する機会を作りたいという考えから、観察してみますと、昼食の弁当に大きな問題がひそんでいることがわかりました。男子従業員は弁当をほとんど持参せず、パンなどですましていますが、はなはだしいものは昼食を抜いています。また、女子の場合は、友達同士の見栄から非常に小さい弁当箱を持ってきます。こういうことは、働く上に、最も大切な栄養の摂取ということが全然考えられていないと思ひます。

そこで会社で食事を出したらどうだろう、昼食時に社長始め、従業員一同が同じ場所と同じ食事をすることは、最初考えたように、従業員と接するよい機会を新しくつくることになる、その上、働くのに必要なカロリーを確保することもできるし、偏食をなおすことにも役立ち、一石二鳥の効果がある、と考えました。

このような動機から、昭和三十二年に初めて給食を実施しましたが、そのころは従業員も六十名くらいだったので、社長の自宅の一部を改造して専任の炊事婦を一名雇ひ、昼食だけを給食しました。最初から無償支給ということでしたので従業員の反対もなく、その後人員の増加に伴い、昭和三十四年には寮設備と一緒に食堂を造ることにしました。そして、給食設備はガスバーナにより、常時一度に三百食を調理できるようにして、専任の調理士三名が常時一日四百食からの給食を行なっています。

カロリーは七二〇前後で、専任の栄養士が献立を立て、月一回従業員の嗜好調査を行ない、現在も昼食は全員無償支給であり、一食あたり大体、四十円くらいでまかっています。

この給食制によって、従業員の健康は非常に向上しました。三十二年度の給食実施前一か月の出勤率は八七〇くらいだったのが、実施後半年程で早退は皆無となり、全般的に出勤率は五七〇はよくなりました。

昭和三十四年には、従業員の健康増進という面から、さらに専任の看護婦一名を置き、医務室を設けましたが、それからは一段と従業員の保健衛生の実績は挙がり、長欠者は盲腸手術くらいのもとなりました。社長以下同じものを食べるという風潮は、健康だけでなく、相互の親睦を増し、人間関係の改善の上にも非常に役立っております。

二 委員会活動、各種教育・訓練、昇進制の改善等

弊社は当初三〇人くらいから逐次発展増員してきたため、従業員のモラルを向上させて、その意識の中に公器としての会社という観念を植えつけ、大企業に働く者に負けないプライドを持たすということから企業内教育、各種委員会を通じての経営参加等を考えました。

*** 提案制度、苦情処理安全衛生委員会**

職制を離れて、従業員の中で、役職についていない若手の中から委員を選び、提案制度、苦情処理安全衛生委員会を発足させてみました。これらは、現在、ほとんどの企業が設けていることですから、内容は省きますが、これらの活動を通じて得られたよい面を挙げてみますと、若い層にも企業に協調的な空気がみられるようになり、反抗のための反抗ということがなくなりました。これは会社の仕事の面だけでなく、いろいろな面で意欲的になってきたように見受けられます。ただ委員の任命にあたっては慎重にやらないと、逆効果になる恐れがありますから、その点注意を要します。

*** 教育訓練、教育委員会**

教育訓練の面では、幹部級を外部に派遣して各種教育技術を修得させ、教育委員会を設けて企業内教育を実施しています。

*** 昇進の機会の改善**

年功序列式の昇進制でなく、実力者抜擢主義でいくことにしていますので、その反動として生じた年功者の不利を補う策として、身分制度を実施しています。この制度は身分制度を根幹とし、現場関係は雇員区分、事務関係は職員区

分により、それぞれ身分昇格の規定によって行なっております。これは職務給と並行的に実施し、給与面、人事考課とは関連させず、ボーナス支給の場合のみに考慮することにしていきます。給与面と関連させないところがミソと言えるかと思えます。

三 系数管理による経営・労務両面の改善

人間関係の確立と共に、もう一つの面である系数管理ということが、とかく中小企業においては立ち遅れがちですが、さればといって、いきなり大企業なみにIBM方式等をもって来ても「帯に短し、たすきに長し」で、しっくりしませんから、独自の計算センター部門を考えてみました。

経営管理面から採り挙げた系数的な管理も労務管理に非常に大きな役割を示しています。各現場に散在していた管理業務を一か所に集約して、計算事務を機械化することによって、余剰人員を直接生産面へ回すことができますし、昇給・人事・ボーナス等の算定基準も科学的な裏付けのもとに行なうことができます。

そこでまず専任の計算員を二名抜擢し、「ブルレオリカ―S」計算器一台を入れて、とりあえず発足しました。業務内容は毎日の生産指数・販売指数・労働指数・給与計算等で、あらゆる数字をこのセンターに集約して統計資料を算出し、出た数字を各現場に流します。

計算センターは、設置以来まだ日が浅く、効果の点は何とも言えませんが、実施しながら徐

々に機械設備の拡充と、事務の簡素化に寄与したいと考えております。

以上、簡単ですが、横山電機が歩んできた労務管理の概略を述べてみました。中小企業は、中小企業でなければできない方法を見出してこそ、生きた労務管理ができると考えます。人間が人間を管理するという矛盾を犯すことなく、企業という一つのわく内で、人間の進むべき方向を、パイオニアとして見究めながら、進めていきたいと思っております。

なお、御参考のための弊社の概要をつけ加えておきます。

所在地及び名称 川崎市市ノ坪二八三番地

株式会社 横山電機製作所

代表者の氏名 横山 森雄

事業の種類及び生産物

製造販売業 スピーカー部品、音響機器

加工組立。硬質塩化ビニール加工。真空

成型。

資本金額 七、五〇〇、〇〇〇円

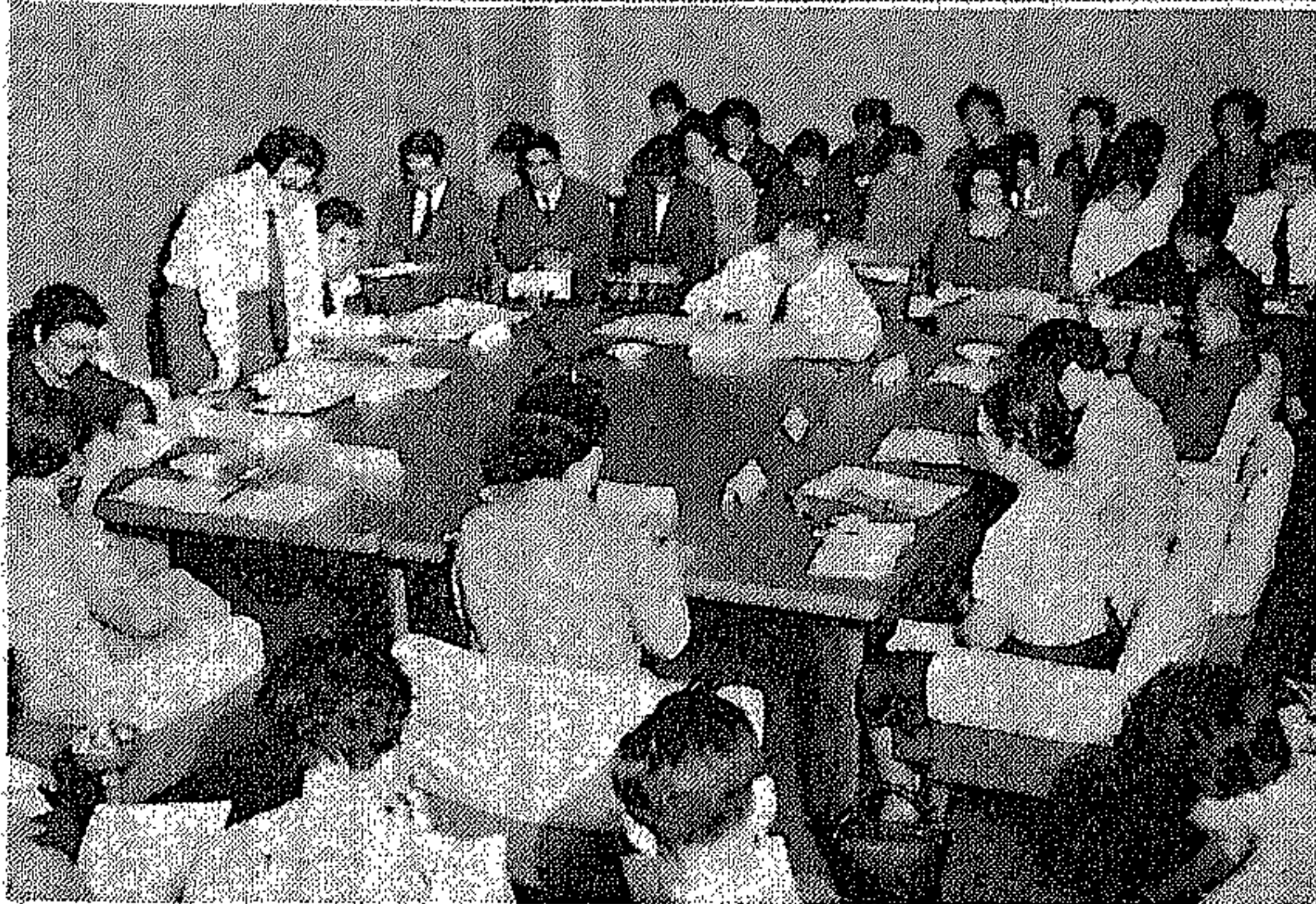
年間生産額 三億円

男女、年少者別の労働者数

男子 七九名

女子 一六四名（年少者 四六名）

（横山電機製作所企画室文書課長）



— 研究会議で報告する高橋講師 —

「勤労者家庭における消費生活問題に関する研究会議」から

はじめに

婦人少年局では、労働者家族の福祉をたかめるための啓発活動として、毎年十月に「労働者家族福祉運動」を全国的に行なっていますが、今年はその中央行事として十月二十日東京の日本労働協会会議室で「勤労者家庭の消費生活問題に関する研究会議」を開催しました。

この会議は、運動のテーマの一つである勤労者家庭における消費生活問題について、特に「消費生活のバランスとは何か」という点にしばって、これを会議デ

労働省婦人少年局 婦人課

「マ」として、専門家と消費者代表の参加を得て行なったものです。

会議は午後一時半から始まり、第一部は勤労者家庭における消費生活の現状と問題点について四人の講師の報告があり、第二部においては三人の消費者代表から消費生活における具体的な問題が提起され、それを中心として専門家の意見、問題提起者と専門家との討議が行なわれました。続いて第三部では、傍聴者との質疑応答がなされて、会議は、専門的な立場から、また消費者が日常生活で当面している諸問題や将来への生活設計上の具体的問題など、消費生活に各面からのスポットライトが当てられ、研究会議としての成果があげられました。ここに、講師の報告を中心として、会議内容の要約をのせることとします。

なお、講師ならびに問題提起者は次のとおりで、傍聴者は事業場・労組の福利厚生担当者、労働者家庭の主婦、婦人団体や消費者団体の役員等約八〇名でした。

(専門家)

家庭経済学の立場から

北海道大学 籠山 京

家政学の立場から

お茶の水大学 伊藤 秋子

社会学の立場から

東京大学 高橋 徹

社会科学の立場から

家庭科学研究所 今 和次郎

(問題提起者)

全日通労働組合 大野 はる

全国友の会 小森 道子

主婦連合会 春野 鶴子

(司会)

日本消費者協会 山崎 進

第一部 講師の報告

籠山講師報告

テーマ「家庭経済の社会化」

1. 家庭経済の社会化と消費革新の意味
2. 社会連帯性を基礎とする消費生活の安定の確保

勤労者家庭経済の現状は、いわゆる社会が非常に進行しているということであり、これは家庭経済の社会化と、現在問題になっている日本経済の中での消費革新、技術革新とが、うらはらになっていると考えるのが常道だと思ふ。その意味は、日本経済は生産の部分が非常に先行して、消費を追いつかせない、そして経済自身があふなくなっているというところである。消費革新が、消費者である勤労者家庭生活を豊かにするのが目的でなく、むしろ、生産による過剰部分に対して消費を追いつかせようという意味のほうが強いと考えられる。

消費を追いつかせるには、実質的な生活水準——食物でいえば、摂取する栄養

のカロリー量を絶対的に引き上げ量的に消費を高めていくやり方と、もう一つは、おなじく食物でいえば、家庭で原料からサービスまで加えて食事に行っているのを、外部で原料加工からサービスまでをつくり上げて、で上がったというやり方である。後者は消費の絶体量は上がらないが生産の比重は上がり、現在進行中の消費革新はこれであると思われる。たとえば第一次産業ばかりでなく、第二次あるいは第三次産業の生産を家庭が消費するようになる。結局、食事といえば、無償の家事労働で行なわれていたものを、加工してで上がったもので、極端な場合は外食にもっていく、そのことが家庭経済の社会化であるが、家庭経済の側でいうといまの生産活動の必要からくる消費革新と対応してというように、現況を私は解釈する。せつかに結論すれば、現在進行している消費革新、家庭経済の社会化では、勤労者家庭生活の実質的水準は上がっているとは考えられない。

非常に変わり、たとえば無償の家事労働でまかなわれていた部分が第二次産業の加工費、第三次産業のサービス料として支払われていくが、このような社会化をそのままにしておく家庭経済の問題が起り、それではそういう面の支払いをなくそうとすれば、日本の生産量がどうなるかという点に問題がある。

そういう家庭経済の社会化がいわゆるレジャーも生み出しているのだが、将来、家庭生活とは子どもを生むことだけになってしまいうる。

つまりは、社会化すべき部分と家庭経済の個別的に残す部分とのバランスに問題がある。これが家庭生活の自主性と関連してくる。たとえば食費と住居費とのバランスという考え方より、食費ならば自家でつくるものと外食とのバランスというような点を問題として考えるべきであろう。

伊藤講師報告

テーマ「家庭の機能と消費構造」

1. 勤労者家庭における消費構造の現状
2. 家庭の特質と消費構造
3. 家庭の機能と消費のバランス
4. 消費生活における自主性、消費生活のバランスということについては、いろいろ面から考えることができるが、私は、合理的な所得の配分、つまり家庭生活の各機能が十分果たされているような消費の仕方と考える。家庭の機能については、①性的機能、②生殖機能、③子どもの養育と教育の機能、④経済機能、⑤内的安定機能、⑥保護機能の六つに分けられると思われる。これらの機能を果たすためには経済的裏づけが必要で、この経済機能と結びついて行なわれる活動を消費生活といいたいと思う。

総理府統計局の資料(第一表)によると、食料費は昭和二年からずっと下がり、三五年年度の速報では三八・八%に、住居費は順調に増加して九・八%に、光熱費はあまり変化なく四・五%の間に落ち着き、被服費は二八年までは上昇し三四年であったが、二九年以後は常に二四%に落ち落している。雑費は年々増加し三五年年度速報では三九・四%に、この中には保健衛生費の五%大のものもあり、教育費のように伸びの著しいものも含まれる。

第1表 勤労者世帯年平均1か月の消費支出(全都市)(昭和34年)

費目	実数	割合
消費支出総額	29,375	100.0
食料	11,686	39.8
住居	2,901	9.9
光熱	1,323	4.5
被服	3,523	12.0
その他諸費	9,942	33.8
*保健医療衛生費	1,536	5.2
教育費	965	3.3

能については、①性的機能、②生殖機能、③子どもの養育と教育の機能、④経済機能、⑤内的安定機能、⑥保護機能の六つに分けられると思われる。これらの機能を果たすためには経済的裏づけが必要で、この経済機能と結びついて行なわれる活動を消費生活といいたいと思う。

総理府統計局の資料(第一表)によると、食料費は昭和二年からずっと下がり、三五年年度の速報では三八・八%に、住居費は順調に増加して九・八%に、光熱費はあまり変化なく四・五%の間に落ち着き、被服費は二八年までは上昇し三四年であったが、二九年以後は常に二四%に落ち落している。雑費は年々増加し三五年年度速報では三九・四%に、この中には保健衛生費の五%大のものもあり、教育費のように伸びの著しいものも含まれる。

ここに現われた数字は現下の消費生活の一つの標準的なバランスであるばかりでなく、ある程度は均勢のとれたものといえようが、しかし標準的な消費生活というものは、多くの場合現実の個々の家庭のものと一致しない。家庭の条件、収入の高低や種類、家族構成、職業、健康状態、趣味嗜好、土地の環境、生活の思想、宗教などが個々に異なり、特徴を持ち、これに応じて家庭の機能の果たし方にも差異を生じ、消費の仕方も当然異なる。このうち収入の如何は消費生活の仕方に大きく影響するうえ数字的にも示しやすいので、収入構造別に消費構造を見ることが行なわれる(次ページ第二表)が、これもすべての家庭に当てはめるとはとうてい無理である。

そこで、与えられた条件のもとでバランスのとれた消費生活を実現するため、よりどころとなる考え方、生活態度について私の立場から考えられるのは、まず、消費生活のバランスのとれた状態とは家庭の機能が良く果たされている時の状態といえよう。それはまた、家族としての必要度の高いものから順に支出されている状態といってもよい。理想的には、一定の所得水準における限界効用均等の法則が実現した状態であるが、この必要度、緊急度を数字で示すことは困難であろう。しかしどのような家庭でも家族全部の生活を保つていくための絶対的に必要なもの、つまり生活の基本的部分が確保されていて犯されないことが第一条件となる。家族の生活を破壊してま

第2表 実収入5分位階層別勤労者世帯の消費構造
(全都市 年平均1か月間)

年	実収入階層 費目	金額(単位円)					割合				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
昭和三十四年	実収入	14,178	24,626	32,540	42,322	70,703					
	消費支出総額	16,239	21,988	27,372	33,580	47,697	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	食料費	8,208	10,015	11,519	13,093	15,595	50.5	45.5	42.1	39.1	32.7
	住居費	1,389	2,066	2,789	3,300	4,961	8.6	9.4	10.2	9.8	10.4
	光熱費	827	1,060	1,258	1,490	1,979	5.1	4.8	4.6	4.4	4.1
	被服費	1,506	2,388	3,153	4,117	6,454	9.3	10.9	11.5	12.3	13.6
	その他の諸費	4,309	6,459	8,653	11,580	18,708	26.5	29.4	31.6	34.5	39.2
	* 保健医療衛生費 教育費	990 382	1,330 554	1,535 812	1,748 1,116	2,078 1,960	6.1 2.4	6.0 2.5	5.6 3.0	5.2 3.3	4.4 4.1

総理府統計局 家計調査年報(昭和34年)より

*印はその他の諸費のうちから保健医療衛生費、教育費のみを参考までに計上した。

の家庭に適した消費のあり方を自分で決定しなければならない。

基本的な生活維持が果たされ、そのうちにお収入に余裕があれば、その場合も必要度の大きいものから順次支出するということがバランスのカギになる。最近、家具や什器を買い過ぎていくという批判もあるが、テレビやステレオを買うということについても、昔はせいとくといわれたものが、今日では生活水準、文化の水準が上がっているので一がいにくいとはいえず、その消費の結果が家庭の機能に何らかの望ましい影響をもたらすならば、それはそれで意味があるが、その前にその家庭にとってより大切な基本的なものが用意されているかどうかという順序を考えて行動したい。

いわばその家庭独自の緊急度を見きわめることが必要で、そこに他人のまねをしないで、また他人のうかがい知ることのできないその家庭の主婦の手腕が求められる。緊急度の順位をきめるには、いわば経験によるよりしかたないが、しいていえば、先ず現在の消費生活の結果を検討し、そこから次第にバランスのとれた形を実現していくことができよう。すなわち家族一同の健康状態はどうか、精神的安定や向上は見られるが、対外的生活に

高橋講師報告

テーマ「社会構造の変化と生活革新」

1. 最近社会構造はどう変ったか

2. 生活構造(生活空間と生活時間)はどう変ったか

3. 人々の欲求構造(欲求水準と欲求の種類)はどう変ったか

4. 生活や行動の主体性とはどういうことか——とくに家族の消費場面において——

社会構造の変化については三点があげられる。第一点は、現在しばしばいわれるところの経済の二重構造とやらんで、社会構造の二重性ということである。つまり超近代的といわれる都会の中に「村」が残っている。封建遺制があるというところ。そこに社会構造の二重性が存在し、無計画なままに一定の均衡を保っているという奇妙な状態。

第二点は、環境というもののについて、どういうふうにかえたらいいかという点である。一つは物理的環境、他は心理的環境という二分法がある。後者は手にふれたり直接経験はできないが、われわれの心理にとって意味がある。つまり現実性をもっているという環境、これを「かりそめの環境」と呼んでおり、この環境は記号から成り立っている世界で、マスコミ・ネットワークの世界である。この

世界は私どもの具体的、直接的経験に代

で酒をのむということとはバランスを失なった極端な例だが、衣料や家具の支出は惜しまないが病氣の際に医者にかかるのをひかえるなどは、この基本線を犯しているといえよう。この基本的な経済構造についても、実際には自分の家族の実態——身心両面にわたって——に即して、自分

わる代理経験の世界だといわれている。

消費生活の中でも直接的、具体的経験に代わって、代理経験の占める部分が非常に大きくなってきているのではなからうか。しかもその代理経験は、決して私たちが、自分で記号を組み立てて、自分で相関的な世界をつくるということではなくて、いわばいつも提供された記号に対して受身になっている。この「かりそめの環境」というものが拡大することに私は反対しない。おそらく今後の世界は労働の世界においても、こういう記号労働というものが非常に増大していくであろう。しかしながら、その記号が、生産的なものの考え方の土台になるのではなくて、いわば記号そのものが消費されているところに問題があると思われる。

簡略に話したが、そういうふうにして社会構造の変化の中の現実環境の比重に対して「かりそめの環境」のもつ比重が大きくなってきているということである。

社会構造の変化の第三点は、しばしば説かれるように現代の大衆社会という状況を個々ばらばらにしていく傾向があるということである。つまり古典的なデモクラシーのもとに保たれていたような自発的結社が次第に力を失って、お互いに他人であるという状態ができて上がっている。

このことが家庭に対して持つ意味はどのようなことかという点、家庭は昔

は、大きな社会と家族員との間の一種の防壁を成していたと思うが、いまはそれがくずれ落ちて、家族員が外社会とじかに対面し合うようになったといえよう。したがって外社会の影響がそのまま家庭内に入り込み、家族員は甲羅のないカニになりつつあると考えられる。

次に、生活構造の変化についてみると、第一には、家庭というものが貝殻を取られてしまったといったが、他面からみると実は妙な形で「家庭」というものがまとまっている。というのは大衆社会という状況において、個々の人間が個性と自立性に生きるといふ社会であり、そこに当然個々の人間の持っているプライヴァシーが重視されるわけだが、大衆社会の中にある前近代の「村」状況の存在はやはり「家庭」というものを単位としての生活の展開と考えられ、個々の人間のプライヴァシーというより、ファミリーを中心としたプライヴァシーになっているように思う。

たとえば団地などでプライヴァシー型と団地社交型と二つあるといわれるが、前者が個々の人間のプライヴァシーを尊重しているということではなくて、ドアを閉めてしまえば別世界だという、家族の生活の中に個々の人間が逃避するといふ意味でのプライヴァシーで、そういう傾向なのではないだろうか。

第二点としては、経済が体系的に安定化してくると同時に、従来のような形で

の基本的欲求の拡張、伸張といういわば獲得型から、安定維持型に移ってきている。われわれの調査によると、家庭が前向きの姿勢を獲得していく姿勢を捨てて、現在の条件を維持していくところ、生活の関心の重点が移ってきている。

第三点は、生活時間がかかなり変わってきており、特にマスコミュニケーションへの接触時間が非常に増加している。マスコミの性格に多少ふれてみると、現在のマスコミが提唱しているイメージは、中産階級の白昼夢だといえよう。そこで提唱される夢は、私どもを現実から逃避させ、あるいは現実での欲求不満を代わりに満足させてくれる、代償満足を提供している世界である。それだけに私は、「かりそめの環境・世界」が拡大することには多少の危懼を抱いている。

以上の生活構造の変化に次いで、欲求構造の変化についてみると、ここでは二点があげられる。

第一点は、生理的生存維持の欲求から、次第に文化的生活維持の欲求の方向に変わってきている。食える賃金から生活を楽しむ賃金へ——こういう言葉の根底をなしている欲求。労働力を再生産していく欲求だけでなく社会的、文化的に自己を再生していく欲求が出てきている。この場合に、現在果たして積極的にそのための努力がされているかどうかの問題がある。

というのは、自分で記号を組み立てて

いくという生活体験の積み重ねでなく、与えられた記号を消費していくというやり方になっていると思う。たとえば文化的生活維持に必要なという目的から購入されたテレビが、実は建設的方向ではなくて、いわば消費の方向においてそれ自身が消費されている。しかも提供される内容も実は消費的文化ではないか。

第二点は、消費が実行満足よりもむしろ代理満足のレベルに依然としてとどまっている。自分でレジャーを計画し、その中で自分自身がいわば見物人となって現実の世界を見ていくのではなく、たまたみに寝ころがって、提供される世界に満足しているという事態が出てきているというわけである。

消費生活の根底には購買行動があるが、現在人々はその物を買うのではなくイメージを買っており、イメージに対して私たちは非常に弱くなってきた。その原因は、私たち自身の経験の構造が変わってきて代理経験が生活に大きな比重を占めてきたが、その根底の文化的生活維持の欲求が、受身のまま放任されているということ、それがまた生活におけるアンバランスをも生み出していると考えられる。

今講師報告

テーマ「家庭生活を健全にするには」

1. 魂から金まで

2. 衣食住の考え方

3. 人間関係の考え方

4. 労働とレジャー

5. 娯楽・教養のとり方

生活のバランスについて考えると、先ず魂から金までということを考えたい。魂—信念とか思想とかいうものと金。

つまり感情、心の生活と、金に近い衣食住の生活である。専門的にはそれらを個々バラバラに追究しているが、生活設計という建てまえからこれらを密接に交渉させて、あるべき方向をきわめていかなければならないのではない。生活は習慣であり、日常半ば無自覚的に行なっている生活習慣的生活を十分反省し除くもの加えるものを検討し実行していくという方向が、ほんとうのバランスを生むものではないか。静的バランスということではなく、動的バランスということをいいたい。

衣食住の考え方については、思想がなければ家の建て方も食べ方も着物も変わっていかない。今は習慣のままに、あるいはジャーナリズムやマスコミで、新しく流されてくるものを模倣しているにすぎない。衣食住にははっきりと金がかからまっている。たとえば着物には作業着、ふだん着、外出着に訪問着、宴会着に式服、間違つては笑われると本に書いてあるが、笑われるとは何だ、どこかでこういう考え方を切らなければ余裕ある文化的な積極的生活を築く金は出てこない。自分独自の立場からパッサリと金を切

る、このことが魂—信念、思想と関係する。思想がフニャフニャでは切れることはできない。なぜ江戸時代の芸者の創意工夫になる振袖の着物、おいらんの工夫による島田まげのシャツポをかぶらなければならぬのか。習慣には、そういう軽べつしなければならぬこともあり、それを世の中の習慣だと頂だいしているのは、生活を新しいバランスにもっていく方向ではない。

食物はどうか。私の家計簿からみると、このころの相場でサバ一切れ一七円から二十円、おさしみなら六十円はとられる。栄養価からみるとサバの二十円分よりおさしみの六十円のほうが四十円分だけ栄養価が高いかというところではない。大ざっぱにいうとその四十円だけは、食物の形をしている娯楽費である。それを、食物として家計簿の食費のところに棒書きにして集計して、食費のバランスはこうだなどという。現象調査ならいいが、その現象を私たちは新しい向上したバランスにもっていかなければならぬ。それが習慣にとらわれているので、できていない。

住宅については、もちろん家族が融和したいという条件と並行して、個人のプライバシーへの欲求もある。両方を満足させてやるような設計でなければいけない。その工夫はいろいろあるが、これまでの農村の住宅のように広々とした部屋で、年よりや習慣温存の主婦が、ま

中ににらんでいて、若夫婦は休息できない。若夫婦の部屋がどうしても必要だ。その代わり、娯楽は公民館をつくって社交、交際は共同の座敷でというふうに私は説いている。

次に人間関係のバランスということでは、大体のところ、生活費と貯蓄、各家族員の機密費にあたる小づかい、この配分を考えないと人間関係のバランスがとりにくいことをしみじみ感じている。私の場合には原稿料や講演謝礼などは三分して一つは税金のために用意し、一つは妻のポケットへ、あとの一つは私のポケットへ入れている。ポケットに入れた分は、使い方の内容を報告しなくていい。プライベートな支払で、これを各々が持たないと人間関係のバランスはとれない。年よりと若い者との感情の融和の問題では、私は七三歳で子どもが五人あり、うっかりすると感情のくいちがいができる。そこで私はつとめて恋愛小説を愛読することになっている。

次に、労働とレジャーの問題であるが、家庭では電気器具や便利なプロパンガスなどがどんどん入って仕事は早く済み、レジャーが多くなった。しかし勤労者家庭でいえば、台所と食事の場所と寝室などの区別のないような住宅があつて、そういう小住宅でレジャーが豊富になるといふことは想像すると恐ろしい。そこで、レジャーの場を広げることが一つのバランスをとるうえに必要で、自分

のいる場所、子どもを育てる場所は小さくても、町、公園、あるいは観光地など、レジャーの場所をひろげなければならぬ。そして労働生活に対する生理的休息、いわば生理的レクリエーションと、心理的レクリエーションであるレジャーとの設計を誤らないようにやらなくてはいいけない。

封建社会の庶民階級は、働け働け主義で、心理的レクリエーションをゼロにしていた。そういう場合にも変わった形でレジャーは含まれていた。たとえば原始的かまどの前にしゃがんで、時間をかけて柴を一本一本くべている状況である。これは労働的ゼスチュアである。調査などで労働時間として計算されているが、その数字の中にはレジャーのあぶくがたくさん含まれている。裁縫もそうで、あれにも労働とレクリエーションの両方が含まれているようである。

近年は、労働とレジャーがはっきり分離した。そこで、機械化してひとりでの能率が上がり、人間のほうはポカンとしているレジャーがふえるが、それをどのようにに生活するかということについては、まだバランスがとれていない。今日では、子どもと老人、病人以外は男女にかかわらず、その人としての社会サービスとして、適正な労働をするという責任がある。それだけに、労働者は生理的休息とレジャーの設計に配慮しなくてはいいけない。

最後に、娯楽と教養の問題であるが、これはレジャーと関連するが、働く人が気分的に疲労を回復する方法を「娯楽」と考える。労働の気分がさっぱり解消されて、明日からまた働くだけの気力をつけてくれるのが娯楽で、一方、教養とは労働に匹敵するものではないかと私は考える。自分がまだ経験のない、理解がないものにぶつかって理解しようと努力するのであるから――。娯楽の価値と教養の価値とのちがいは、教養のほうは質の高い労働を生み出す可能性が出てくる、そういう価値で、娯楽そのもののほうは質の高い労働を生み出すことはできない。

以上、きわめて大まかにではあるが、消費生活のバランスという問題を、平面的でなく立体的に考えてみたのである。

第二部及び第三部

問題提起及び討議

(傍聴者との質疑応答を含む)

三名の問題提起者が提起する問題についてそれぞれ説明し、講師との討議が行なわれましたが、ここでは紙面の都合で、提起された各問題と、それに対する講師の意見の概要を記すにとどめます。また傍聴者の質疑への応答も講師の意見に合わせて記します。

提起された問題と問題提起者

全日通労組 大野 はる

1. 消費生活に及ぼす物価上昇と所得格

差について
2. 生活設計に必要な老後の保障について

全国友の会 小 森 道 子

1. 健康な買い物に影響する誇大な広告について
2. 家計のバランスをくずす住居費及び住宅問題について

3. 家計簿について
4. 家庭におけるレジャーの考え方

主婦連合会 春 野 鶴 子

1. 消費生活の自主性はどうかあるべきか
2. 消費者のための行政はどうかあるべきか

籠山講師

所得と物価と消費生活との関連をどう

するか、ということが国の経済政策の全部だということになるが、この研究会議の趣旨の勤労者家庭の場ではどうやった

らいいかという点からみると、消費者の立場が非常に個々バラバラだということ

が一ついえる。売っている側や造っている側は強大な組織なので、消費がそういう強大な組織対個人(家庭)という状態

になっていることをいいたい。大体、家庭生活の組織化ということには非常に矛盾があるが、従来の消費協同組合という

のではなく、いろいろな家庭用品を購入して、家庭生活で消費する場合の組織的

な方法が考えられないかと思う。昔は、小さくてもわが家を建て、家族だけでつ

つましく楽しく暮らす、そのためにコップ貯金していくという理想像と生活の型があったと思われるが、現在は消費革新なり経済構造の強制で、それがちがってきている。住宅から家具まで全部月賦で、賃貸借で借りているわけである。借りもので水準だけ高いバランスをとっている傾向のようにみられ、ますますそのようになっていると思われる。そういう場合には、そのものの所有権は消費者の側にはない。極端に言えば、賃金面でも消費面でも経営者にコントロールされているという格好で、これを切り替える方法を考えなければならぬと思う。

高橋講師

われわれは現在、ある意味でフィクションの圧力の下に生き、あるいは画一化されたイメージの下に画一的行動をとっている。この観点から、むしろ個々の人間の実感をよび起こす必要があり、家庭での手作りという考え方に賛成したい。マスコミ等が作り出すイメージを自分の生活にぶつけてみて、イメージ信仰に対する実感信仰をよび起こした方がいい。

この場合に、よく社会保障ということがいわれるが、これが消費生活の安定に役立っているかどうか疑問の点が多く、それとは別に、消費面での再分配が考えられていいと思う。

消費協同運動も生活改善運動も、一軒の家から主婦が個人で出て集まる運動であるが、家庭生活の連帯組織というものではないとまずいのではないか。個の主婦の集まりでは、物価の上がるのを時間的にくい止めるとか十円の値上げを五円にするとかいう成果はあるが、全体としてみると家庭生活はバラバラになってしま

う。おじいさん子どももふくめた家庭を単位として考える必要があり、スモールグループの組織活動というのをやれば非常に強くなると思う。

また消費生活の連合運動というのも、保健婦活動のように家庭を回らないとだめではないか。いまの調子でいくと、あと十年もすると家庭生活は全部第三次産業に行ってしまうと思う。

われわれは現在、ある意味でフィクションの圧力の下に生き、あるいは画一化されたイメージの下に画一的行動をとっている。この観点から、むしろ個々の人間の実感をよび起こす必要があり、家庭での手作りという考え方に賛成したい。

マスコミ等が作り出すイメージを自分の生活にぶつけてみて、イメージ信仰に対する実感信仰をよび起こした方がいい。

誇大な広告の問題については、第一点は、家族を単位としたスモールグループが形成され、広告に対抗していくことが必要である。マスコミは直接にすべての人間を決定するのではなく、その中間に利害関心グループがあり、その中のオピニオンリーダーが一応マスコミの内容をふるいにかけてメンバーに連絡するのだといわれるが、これは消費構造に関して

もいえる、消費団体の重要性が再認識されるというわけである。いずれにしてもスモールグループ活動が盛んになることは個々の家族を越えた家族集団のつながりにもなっていくと思う。ファミリープラザ、イヴァシーということ、しんねりむつり、小ぢんまり固まっているというところを取り払っていくことが、社会全体の

一つの行き方ではないかと考える。

第二点は広告産業というものについてであるが、オピニオン産業ともいわれ、この産業は消費者動向に非常に敏感な神経を払っている。物理学でいう「フィードバック」という言葉があてはまるが、刺激を与えられ反応をおこすと、その反応を刺激体のほうへ返す。つまり商品の良し悪しを、そのまま返していく。このフィードバックを、広告産業自体のほうはよくやっているが、消費者のほうでもこれがされなければならない。この点でまだ消極的である。声をおとさず消費者のほうもフィードバックをしたほうがいい。

今講師

国民生活の研究については、その各面をそれぞれいろいろな官庁がやっているが個々バラバラにやっているの、まとまったスタッフでの話し合いができればいろいろな面での融通がつくのではないかと、じれったく思う。農林省関係では生活改良普及員も活動しているが、私が国民の生活指導のうえで、もったいないと思うのは、文部省所管の、学校教育のワクの中にある家庭科の先生が存在で、これを社会教育的な意味で現地指導に回したいという持論を持っている。

さらに国民生活を研究する大学が必要である。

題、トラブルに一つ一つ根気よくぶつかって認識してもらう、これが教育であり、そうやって問題にぶつかって解いていくより道もなかるうと思う。

伊藤講師

住居費が家計に占める割り合いが高く、消費生活のバランスをくずすという問題については、調べてみると、戦前の住居費の割合は現在よりもっと高いのである。しかし実感として戦後の住居費の負担が非常に大きいということである。現在、住居についての水準は非常に下がっていて、労働科学研究所の報告によると、一消費単位（家族一人）当り七千円の生活水準であれば、生活の他の面は大体水準にあるといえるが、住居費については、生活水準が一消費単位当り一万円にならないと最低の住宅水準にはいかなないという報告である。この数字は少し古いので、現在は金額だけはおさなければならぬが、割合からいえば、そういうことである。いまは、実感のほうは非常に大きいので、割合はそう高くないけれどもアンバランスと感ずるのである。

なお、住居費の中の家具什器と家賃の関係をみると、家具什器の増大の割合が、年次別に見て非常に大きくなっている。家賃・地代は昭和二八年一・七％、三四年二・七％という上昇に対し、二八年二・四％、三四年五・五％と非常な上昇を示しているの、それを一括したところ

の住居費について、家計のアンバランスの要素であるというまえに、その内容まで考えてほしい。

生活費の中の公共費の支出について、〇・五％程度はすでにみられるが、こういう支出がもっと一般化すべきであろうというふうな意見、質問もあったが、公共費というふうなものは家族の思想が大きく入るので、どうあるべきか、という

「ILO 第百五十回理事会で職業上の差別待遇対策を決議」

ILO の第百五十回理事会は、十一月二十一日から二十四日までジュネーブで開かれ、日本からは政府及び労・使代表が出席したが、同理事会において一九六〇年のILO 総会で採択された決議にしたがい、雇用または職業上の差別待遇に対する措置を検討した。

この点に関して理事会は、一九五八年に採択された「雇用および職業についての差別待遇に関する条約」（第百十一号）の規定が諸国の法令や慣行の中でどの程度生かされているかを知るため、各国政府に対し一九六二年に報告の提出を求めていることについて注意を喚起した。

このようにして各国政府から提供された情報は、条約・勧告適用専門委員会や一九六三年の総会において利用できるであろうし、またこれによって世界における差別待遇状況の全貌を知ることができるとある。一方ILO は、国の公正雇用

ことよりも思想上の教育の中から自然にじみ出る、自主的になされるということにいくのではないか。

家計簿については、私の調査では、婦人雑誌の付録がいちばん多く使われている。それは「ただ」だからで、わざわざ買うのは少ない。その家計簿を見ると、良くない。そういうことについてコントロールする必要がある。

機構といったような限定された問題についても特定の調査や分析を行なう模様である。

理事会はまた、この分野における主要な教育活動として次のようなものがあることを明らかにした。

1、政府および労使団体のとる措置および適当な非政府機関の教育面での協力

2、雇用上の差別待遇およびその排除のための特別措置の効果に関するILO 調査の発行

3、専門家の会合。こうした会合は、各種の型の活動を明らかにし、結果を比較する機会を提供することによって、ILO が雇用上の差別待遇排除のため技術援助計画を立案する際に、大いに役立つものとなる。

最後に理事会は、総長に対して、差別待遇に関する提議をとりあつかう機構の創設につき新たな提案を起草するよう要請した。

——国際労働通信一九六一年
一三七号より——

店員退職金積立など

内田 元四郎

(栃木県年少労働者福祉員)

私が年少労働者福祉員に選ばれた頃から、中小企業、特に商店街においては年少労働者の確保がますます困難になってきました。それは工業面の事業所に比して甚しい労働条件の差があったからであり、また大企業の福祉施設と京浜地区への憧れもあったからでしょう。

このままでは商店街の将来の発展など到底望まれない状態でしたので、商店の労働条件向上に重点をおき、先ず「従業員は商店繁栄の鍵である」と呼びかけ、商店で最も重要な地位を占めるものは店員であるという自覚を促すように心がけました。私が商業連合会長の職にあったことも幸いして、商業連合会独自の店員退職金積立制度も、政府の退職金共済法が施行される三年前に確立することができ、現在加入者六百余名、積立金一千万円を越えており、働く者の将来に一つの光を与えたと申せましょう。

次に商店青年学級の開設ですが、市民館の指導を受け、毎年三月に入職した年少者を対象として毎週月曜日に商業連合会事務所の二階を使用して、主として珠算・ペン習字等の職能教育を施し、併せて一般教養を身につけるよう指導しております。

また、昨年十一月から月四回の一斉休日設けましたので、余暇善用、不良化防止、従業員の資質向上を目ざして、休日には商業連合会の二階を解放して、楽しみながら学べるよう次の施設をしました。

一、華道教室 第二・四水曜

茶道教室 第二・三水曜

用具を完備し、当日講師を招聘する。

個人負担費(一人三〇円?五〇円)

二、店員文庫 休日の午後から自由に読書ができ、貸し出すこともできる。

三、ステレオを置き、自由に楽しむことができる。時にはレコードコンサートを開催する。

なお、商店従業員のためにクリスマスパーティを開催することになり、商店主と従業員の両者からなる委員会を設けて次のような計画を立てました。

- 一、日時 十二月十三日
- 第一回午後一時～三時 年少者
- 第二回午後四時～六時 二〇歳迄
- 第三回午後七時～九時 二一歳以上
- 二、場所 商業連合会事務所二階会議室
- 三、会費 二〇〇円(店主一五〇円、店員五〇円)

以上は商店従業員の労働条件向上を目ざしてやっている主な事項ですが、現在の段階では大企業のそれには及ぶべくもなく、今後の精進と店主一人一人の自覚にまたなければならぬと思っております。(足利商業連合会長)

青少年の気持を知ること

都市周辺の青少年活動から――

山 本 久 美

(富山県人少年協働員)

都市周辺の中小企業・住宅地帯には、青少年団体の健全な発達に困難であることは、私の教育長勤務中にもしばしば聞き、また私自身、青年団活動の助言をしていて感じたことでもありました。

一昨年この地域が富山市に合併され、私は中小企業や住宅が密集している地域にある堀川公民館館長に就任しました。

未経験の分野ですから、私はもちろん本館の全機能を挙げて開拓に努力してきましたが、たまたま洋服組合の学級使用願が出されました。その学習計画が大変充実していたので使用を許可し、昨年四月から毎週二回、午後六時半から九時まで、一般教科と職業についての学級を開設しました。さて、開講してみますと、学級管理が経営者の一方的つめこみ主義で、受講生自身の気持の上にも、学習上にも非常に無理があることがわかりましたので、受講生や組合と話しあい、その進め方について再検討し、実習・必修課目以外にレクリエーション・教養課目などを月二回加えることにした結果、現在は効果的に学習を続けています。

これが機会となって、地域にある日本繊維富山工場の工員さんたちによる堀川

レクリエーションクラブが結成されました。これは県市のレクリエーション協会の奉仕的援助協力によって、レクリエーションを主体として発足したのですが、毎回会員が増し、毎週一回の定例日(土曜二時～六時)も月二回は小学校の体育館を使用するほどの活況となりました。

その盛り上がりの中に、社会教育主事、小中学校教諭を講師として毎月一回生活学習を実施しています。また、私が関心を持っている青少年グループ活動に婦人少年室も共鳴して激励され、建具商とクリーニング商の店員でつくっている「若帖会」のお手伝いをするようになりました。この会は月二回、第一、第三日曜を定例日として、レクリエーション・座談会・討論会・会報発行などを自主的に行ない、市のレクリエーション協会、社会教育課の協力を受けています。

これらの活動はすべて会員自身の少ない賃金の中から会費を出し合ってやっているのですが、おとなのちょっとした助言や奉仕的努力が少年たちの立派な自主活動を生みだしていることを思うとき、国や地方自治体などの援助もさることながら、それにも増して、私たち協働員や地域のおとなたちの考え方や協力が、いかに大切であるかを知ったのです。

このような活動や学習内容、具体的なプログラム等のよい事例を各地の協働員の方々からきかせていただきたいと思います。お待ちしております。



危険有害業務に対する 女子の就業制限の実態 (上)

* まえがき

婦人労働者の多くは、未婚の者であり、近い将来において母たるべき人が多く、また年々母たる人がふえつつあるというのが最近の婦人労働問題を解明する上にまず考えておかねばならないことである。

婦人は、子を生みかつ育てるという使命をもっている。婦人労働者は男子労働者と異なり、一個の労働者であるというだけではなく、国の次代を担う労働力を生み育てるという母性をもっていることである。それ故に、婦人労働者は、職場労働と同時に、家庭においては、育児と家事労働の大部分を担当しているのが通例であり、この二重負担に悩まされ、過労に陥りがちである。さらにまた、生理的、肉体的、心理的に、その特質から労働より受ける影響が男子よりも大きく健康を害し易い。このように、婦人労働者は、男子労働者にみられないいくつかの

特性をもっているから、労働保護法の範ちゅうにおいて各国は、年少者と並んで女子についてもいくつかの保護規定を設けている。わが国も例に洩れず労働基準法で、産前産後の休業をはじめ、生理休暇であるとか労働時間に対する配慮、深夜業の禁止、危険有害業務に対する就業制限などのようないろいろな母性保護条項をおいている。

しかし一方では、男女平等の原則、機会均等の観点から母性保護ということとは差別待遇になるのではないかという反論も起って、婦人の保護を非常に複雑なものとしているというのが現状である。このことについては、例えば、アメリカにおいていくつかの動きがあり、オーブンドア インターナショナルというよ

よって、男女の均等待遇を実現しようとする動きもあるのであるが、何と云ってもこれは婦人団体全体としては数も少なく一般的与論として必ずしも支持されていないというのが現状である。現にILOの「雇用及び職業についての差別廃止」の第一一一条条約でも、母性保護の特別な規定を差別待遇とみなしてはならないということをはっきり記している

し、母性保護というものによって婦人の人間性をも保護し、そのことによって始めて婦人労働者は男子と同等の地位における労働者として取り扱われるということとを主張している。

労働基準法に定められている母性保護条項も、その意味から決して過重な母性保護であり、そのために男女の均等待遇がこわされるものとは考えられないのである。例えば、重量物の運搬に制限を加えず、また激しい振動業務に婦人を常時従事させると、子宮の弛緩や転位をおこし、不妊症の原因となり、妊娠中ならば流産・早産の誘因となることが多い。また、鉛・水銀・ベンゼン等の有害物について、一般に婦人の方が男子よりも敏感でガス中毒にかかりやすく、長時間の立作業は静脈瘤や子宮異常となり易く、高温・高熱作業も、受ける障害は男子よりも甚しく、騒音についても神経系統の障害にかかり易い。さらに長時間労働や

深夜業の悪影響は、婦人自身のみならず、その家庭の福祉の面においてもあらわれる。

* 女子の就業制限業務のあらまし

労働基準法第六三条は、危険有害業務の就業制限という見出しのもとに「使用者は、満一八歳に満たない者又は女子を第四九条の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。」と定め、第四九条に定める危険な業務として、「運転中の機械又は伝導装置の危険な部分の掃除・注油・検査又は修繕をさせ、運転中の機械又は動力伝導装置に調帯又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運転をさせ、その他命令で定める危険な業務」が例示されている。

女子の就業制限業務は、女子年少者労働基準規則第七條に、重量物取扱作業を制限しているほか、第九條に「五業務を列挙している(業務の分類については、本誌第九巻、第六号を参照)。これらの業務は、安全衛生の観点から婦人労働者の生理的負担、危険の負担及び環境の福祉という観点から指定されているもので、例えば重量物取扱作業でも、男子に比し女子は筋力が劣るからエネルギー消費は女子の方が代謝率として高いのが普通の場合である。また、ある限度以上に重量

物が大きくなるとエネルギー消費も急増してくる。とくに、女子にとり問題となるのは腹内圧が高まって、子宮が下垂されることである。労働科学研究所が行なった子宮下垂実験から考えられる適正限界重量は、一五—二〇キロが妥当とされており、これをこえるものについては、母体保護上問題があるとされている。重量取扱の業務の範囲を現行規則において、継続作業の場合、満一六歳以上一八歳未満の女子は、一五キロ、満一八歳以上の女子は二〇キロと定められているのも、この辺に根拠がある。

また、血液は、たえず体内を循環しているが、長時間立ち続けると、静水的作用で体の下部に溜り易い。とくに女子の下部内臓は、下半身の血液の心臓への還流をはばみ易く、そのため男子よりも立業での脚のはれが多い。このため、女子年少者労働基準規則では、立作業業務の直接の就業制限は見られないが、同規則第一条で、大部分の労働時間が立ち作業又は下し作業を必要とする業務を生理に有害な業務の範囲に指定し、労働安全衛生規則でも、第二〇六条で、坐し得る機会のある労働者には、いすを備えなければならぬことを義務づけ、各国労働法でも女子に椅子を貸与すべきことを義務づけている規則の多いことはこのことを物語っている。さらに、同じ体重段階では、女子の循環血液量は、男子にくらべ常に少ない。高温下では、物理的

体温調節の必要から循環血液量の需要は増大し、事実発汗の多い高温作業者はど体重一キロ当たり循環血液量は多くなっている。高温適応体質の形成がみられる。この男女の循環血液量の差は、女子が高温作業に男子より適していないことを示している。

従って、女子年少者労働基準規則では、多量の高温物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務を就業制限業務の一つに掲げている所以である。安全の面からみても、過去の災害統計上、女子は男子よりも、一般動力機械による災害、ベルト等による災害、ウインチ・手押車による災害、薬品・有害ガス等による災害、火災・爆発による災害、転倒・つまづき等による災害の率が総じて高いので、女子年少労働基準規則における女子の就業制限業務はこのような点からも指定されているのである。

* 技術革新と女子の就業制限との関連

しかしながら、本来これら就業制限業務の指定に当たっては、単に母性保護という観点だけでは不十分であって、やはり一國の経済と企業の実力においても考えなければならぬことであり、さらにまた、組織活動という面からも考慮されなければならない。例えば、わが国においても戦後十余年の間に、驚くばかりに社会は変転し、いわゆる技術革新は年々進み、婦人の雇用分野も大いに変わりつつ

ある。例えば、従来人手によって運んでいた重量物がベルトコンベアに乗って自動的に運搬され、女子でも取扱いができたようになったり、従来、男子の職場であった自動車工業やトランススター工業、その他の機械工業また事務労働もオートメ化によって女子が大量に就業するようになった。

反面、技術の進歩によって新たな職業病や労働安全衛生の問題が浮かびあがってきている。もともと、これらの産業技術や原材料の変化といったものは必ずしも人間の精神や体力や母性機能に適應して発達しているのではないから、これらの変化が婦人の特殊な心身の機能にどのような影響を与えているのかを考えながら検討する必要があるのである。この間の事情を労働省統計調査部が本年九月にまとめた鉄鋼・一般機械・電気機器・自動車の四産業の中小企業の雇用調査の男女別構成の項で次のように述べている。

「労働者の中に占める女子の割合は、傾向としては各産業とも増加している。まず組立工程では、流れ作業化による作業の標準化、軽労働化によって、電機・シン・自動車部品などを中心に女子の比重が一層高まっている。その他の工程でも例えば鋳造工程にモルディングマシン・シエルモルト法を採用した事業所では、従来の熟練と重労働を要する型込の手作業から解放された結果、女子の進出が可能となり、また某自動車工場では、

溶接工程に大量のスポット溶接機を導入した結果、女子労働者のほぼ全員を溶接作業に配置できるようになったなど、設備合理化により女子の新しい就業分野が拡大している。また検査制度の導入や試験検査装置の合理化がこれから間接部門における女子の需要を高めている。」

* 女子の就業制限の実態調査概要

婦人少年局では、以上のような経緯にかんがみ、本年四月一八日付婦発第二〇四号の局長通達をもって各都道府県婦人少年室に「女子に対する就業制限業務に関する実態調査」を指示し、管内の実情を把握させた。本調査の意図するところは、労働基準法及び女子年少労働基準規則により、一定の業務について女子の就業が制限されているが、最近の産業界における技術革新はめざましいものがあり、これに伴う機械器具の改良、原材料の変化、作業環境の改善、作業工程の変更等との関連から女子の就業制限業務について資料を集め、行政運営上の参考にし、とくにこれらの業務の安全衛生及び福祉上の問題点を把握することを目的としたものであり、労働基準法違反の実情をみようとしたのではないことに留意すべきである。

今回調査対象となったのは、全都道府県で一県当たり平均十件内外の調査を行ない、対象業種としては、(1)港湾荷役 (2)土建業 (3)金属・金属精練・機械器具

工業 (4)製材・木製品工業 (5)林業 (6)化学工業の六業種であり、調査の結果、問題となった点の概要をとりまとめる。

次のとおりである。

(1) 港湾荷役業では、動力による船舶荷扱用機械器具の運転の業務について女子の就業が制限されているが、このようないかなる機械運転に従事する女子は、各港ともほとんど見当たらず、また五トン未満の起重機の運転業務であっても不適当と考える(香川)という意見のほかは大したものはなく、袋ぬいその他

の雑用に中高年齢婦人が就労している(青森・山口・長崎)。

(2) 土建業では、土建関係の機械機器の運転業務中、クレーンの運転、ベルトコンベア・コンクリートミキサー・ブルドーザーの運転業務については、女子就労の機会が今後検討されてよい(千葉・佐賀・鳥取・岩手)。

(3) 製材木製品工業では、自動かんなに木材を送給する業務(福島・静岡・長野)、丸のこ盤の操作(長野・島根・福島)について検討の余地があるとしている。

(4) その他の産業については、特記すべき事項がない。

(5) 安全衛生上の設備改善、災害減少については、更に中小企業を中心として、整備してゆくことが大切である。今回はまず土建業に働く婦人を見よう。

* 土建業の女子の就業制限問題と実情

女子が比較的多く働いている工事現場を求めてH建設KKのK工事現場を訪れた。ここでは現在国道の改良工事を施行中で労働者数は日によって異なるが、平均して男子五〇人、女子二〇人の合計七〇人位との事である。

一般に工事現場に働く女子労働者は附近の農村の主婦のアルバイトや共稼ぎのおかみさんが多いが、この現場でもその例にもれず、女子労働者のすべてが、近隣農村の中高年齢主婦の日雇労働者で占められている。従って、現場で主として就労している作業も、飯場での炊事・お茶汲み・掃除などの雑役、土砂切取に伴



上 土砂運搬に従事する中年婦人労働者
下 材料置場で釘抜き作業をしている婦人労働者

うかきとり、土砂の運搬、トラックへの積込、表土撒布、地ならし、トロ押し等の補助、それに作業の後片づけなどの単純労働で、多年の経験と技術を要する基幹的な作業には全然就労していない。

労働基準法により女子の就労が禁止されている業務は土木建築関係では、(1) 動力による土木建築用機械の運転の

ずる業務 (5) 足場の組立、解体又は変更の業務 (地上又は床上における補助作業の業務を除く)。

などであるが、これらの危険業務への就業制限は徹底しており、女子の就業は全くみられなかった。というよりも事業主の言を借りれば、「就業制限業務に指定されている業務は工事の基幹的部分を占める作業であり、作業者の技術・判断の如何によっては他の作業員に危害が及ぶことになる。従って経験が豊富で作業に熟練していることは元より、全作業員から信頼され、全体のチームワークをとっていける人でなければ作業の重要な部分を任せることはできない。」「現場の荒くれ男をあぐで使うには女では無理だ。」というような考え方が、女子を就業制限業務を含めた基幹的部分の作業に就業させない結果となって表われているのかも知れない。

では、将来、技術と経験を身につけた女子が土木業に進出してきた場合にはどうだろうか、再び事業主の意見を借りれば、「現在の就業制限業務の中にも女子に出来る業務はある。例えば、クレーンの運転、道路ローラー・ベルトコンベア・コンクリートミキサー・ブルドーザーの運転などは体力的には女子にも出来るだろう。しかし、僅かばかりの女子のために特別の宿泊設備を作ることにはできないし、また、女子は労働時間の延長、深

業務 (2) 岩石又は鉱物の破砕機に材料を送給する業務 (3) 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務 (4) 高さ五メートル以上の吊足場又は棒はりの上における業務その他これに準

夜業をさせることができないので、作業の責任ある地位につけることは困難である」とのことだ。

現場では中年のおばさん達がせつせと土砂を運搬している。車で運んでいるのもあれば、二〇キロ位の土砂をモッコに入れて二人でかついでいる者もある。炎天下の筋肉労働であるだけに休養のための施設を——簡単なテントでも良いのだが——欲しいものだ。健康診断は、日雇が対象だけに必ずしも徹底していないようだが、ぜひ実行して欲しいものだ。

女子労働者の災害事例をきいてみると中高年齢の反射神経の鈍くなった人が多くだけに、飛来物による事故、不注意による落下事故、転倒事故が殆んどだが、お茶汲み途中での転倒による火傷が意外に多いのに驚かされた。

この現場で働いているおばさん達は全部日雇いで日給は三〇〇円、四〇〇円くらい、労働時間は八時間、週休が守られているとのことである。しかし、前述のように農家の主婦のアルバイトが多いだけに、家事や農業に余暇が潰されている点に問題があるのではなからうか。

最近の人手不足から女子労働力の各産業分野への進出が著しくなってきたが、技術と経験を身につけるために婦人自身の積極的な意欲と努力がない限り土木業への途は狭いようだ。

埼玉県の 生活文受賞者 懇談会から

埼玉婦人少年室では、生活文入賞者の授賞をかねて働く青少年のつどいを十一月九日大宮市の埼玉商工会館ホールで行なったが、約千名の県下青少年が参加して、大臣賞および地方賞授賞式のおとに、しろうとの手品や県警のブラスバンド、映画などで、年少者のお祭気分を大いに盛り上げた。

生活文の募集も今年で十回になるから大臣賞・地方賞の受賞者は県内だけでも相当数になる。この人たちはその後元気に働いているだろうか。この機会に生活文の先輩を招待して、新旧受賞者が顔を合わせて話し合うことは、意義があるのではないかと考えて、室では、前もって最初からの受賞者二十四名に往復ハガキで近況をたずね、「つどい」の日の午後、懇談会を持ちたいからと、出欠の返事をつた。その結果、二十一人からなつかしさのあふれた返事が寄せられ、そのうち八人の先輩が懇談会に出席するといってきた。受賞当時と職場の変わった人が六人あって、北海道の航空自衛隊に勤務している人、法政大学の四年に在学中という人などあった。

今年の受賞者十名を加えて十六人が大宮商工会議所の会議室に顔をそろえた。十人の女子のうち六人までが繊維関係に、男子は車輻・鋳造・電気などに多いのは、県の産業を代表しているように思われた。去年受賞した矢島君は今は東京の製かん工場に住込んで勤めているが、背広姿で現われ、室長はびっくり付添いと間違えたほど、おとなになっていた。それぞれ名前と仕事を自己紹介したあと、いろいろ話しあったが、文章を書くことの好きな青年たちであるだけに、よく自分をみつめていて、話し方にも飾り気がなく、素直な正直さがじかに感じられた。女子の中には通信教育（高校）を受けている者が多く、男子は定時制に通学している者が多かった。日清紡に勤め、三十三年に受賞した新井敏子さんは、繊維関係は二部制のところが多いから、通信教育で勉強するのがよいと思う、勉強はなかなか進まないが、やっぱりやってよかったと思うと先輩としての経験を話して、後からくる人たちを励ました。また、中小企業に人が来ないというが、定時制や通信教育を受けて卒業したら、それだけ待遇をよくすることを約束してくれれば、続けて勤めるようになるのではないかと、使用者に対する注文をつけ加えた。

今年、埼玉労働基準局長賞を受けた大島君は、町内の福祉事務所からの回覧板を見て、作文の募集のことを知り、急に書きたくなって作文を書いた、自分は今まで一人ぼっちだとばかり思っていたのに、今日来てみて、こんなに仲間がたくさんいることを知って嬉しくてたまらない、母は終戦後五人の子供をつれて引き揚げてきたが、最初住みついた小屋から追い出されてマーケットで寝起きしていたころのみじめさ、そのころ母は毎晩、胃酸カリーを枕の下に入れて寝ていた、そんな悪条件が重なって、今は母は病気で寝ている、父がいないので、就職を断られたこともある、今、自分は電力会社に勤めて、電信柱の穴のぼりや高い柱にのぼったりして働いているが、泥まみれで働いているとき、そばを通る高校生が笑うのを見ると、働くのがばかばかしくなってきた、希望を失い、だんだんやけになり、遊べるだけ遊ぼうと思った。しかし、いくら遊んでみても、あとには悲しみがつきまとい、何の慰めも得られないことがわかった。ぼくはその気持ちを作文に書いたのだが、結局、生きる喜びはまじめに働くことから生まれるものだということがわかって、今はとても明るい気持ちになった、ぜひ仲間の会が作りたい、と話した。

これには全員賛成で、今日来られなかった仲間にも呼びかけ、次の集まりまでに皆で会の名前を考えようということになり、四時すぎ散会したが「こんなに自分たちのことを気にかけているおとなの人たちがいることを知って、ほんとうにびっくりした」という大島君の言葉は、こういう仕事にたずさわっておとなたちに、改めて反省する機会を与えたといえるのではなからうか。（A）

雇用及び職業の分野における 婦人の差別待遇について

婦人の地位委員会討議資料より

国連婦人の地位委員会は一九六一年、第十五回会議において、雇用及び職業の分野における婦人に対する差別待遇の問題を検討しました。本文はILO事務局が婦人の地位委員会の討議資料として作成した報告書から、国際社会の現状と、この問題に関するILO条約の内容について訳出、紹介したものです。

国際社会の現状

最近雇用面における婦人の差別待遇は、減少する傾向を示してきた。性に基づく差別待遇をまだ残している法規は廃止されつつあり、特定の職業から婦人を閉めだしている行政上の命令や慣行は、緩和されつつある。同時に実際の婦人の雇用機会にかなりの影響を及ぼしている伝統や偏見はいろいろな条件の変化、一般経済の発展及び婦人が外で働くことに對する一般社会や婦人自体の考え方が変わったことの結果として徐々に弱ってきている。

雇用の機会に関する性による差別待遇は、現在では、殆んど法令の規定には定められていない。働く婦人の権利に對す

る制限は、主に職種についてであり、一般には、婦人に特別の保護を与えるために制限されている。ある場合には、婦人は、習慣あるいは行政上の命令または規定の地位や職業につく機会を今なお認められていない。例えば、多くの国々で、婦人公務員は、外交・法律・財政・技術等の部門に就業することが出来ない。もしそう出来たとしても、非常な困難をもつてのみそうすることが出来るだけだ。ある競争試験の門は、彼女達には閉ざされているし、あるいはごく限られた数だけが彼女たちのために開かれていないにすぎない。婦人が政治的権利を与えられていないある国々では、志願者は政治的権利を所有していなければいけないという資格要件によって、婦人は特定の公務員の職から閉めだされている。別の場合には志願者は、兵役を終えていることを要件とすることによって、女子を閉め出して

この種の制限は、特に既婚婦人の場合にいちじるしい。数か国において、既婚婦人は公務員としてあるいは教師として

雇用されず、また結婚により退職しなければならない。ある種の公的業務において、既婚婦人は高級職に任命されない。婦人が夫の同意がなくては仕事をすることが出来ない場合には、結婚によって婦人の就業が妨げられることもあり得る。しかし多くの場合、立法者が意図した目的（主として家庭及び家族の保護）以外の目的のために夫が権力を行使する事を防ぐために、妻は法廷に訴えることが出来る。

しかしながら、別の例では、（これにより真の傾向は推断されえないけれど）もっと自由な態度の発展を示しているようである。婦人——特に既婚婦人の経済生活参加に関する多くの法的な障壁は、なくなってきた。こういった変化は、民法の改正においてみられている。婦人の公的職務への機会均等を規定する婦人参政権に関する国際連合条約を批准もしくはそれに加盟している多くの国（一九六〇年十二月三十一日には三四か国）の増加もこのことを物語っている。幾つかの国では、働くことが既婚婦人にとって、財政的にもっと魅力あるものにするために法律の改変がなされた。

民間においては、使用者・職能団体、時には労働組合さえも婦人の雇用機会を制限するような態度をとっている。ある場合には、職能団体——とくに法律職や会計職の団体の規則は、その制限が徐々に緩和されつつあるとはいえ、婦人が

専門家として長く働くことをはばんでい。婦人が男子と同一賃金を支給されない国では、男子が賃金水準の低下を恐れ、ある職業への婦人の就業に反対をするところもある。ある場合には、労使の間に、そういう協定が結ばれたことさえある。しかしながら、こういうタイプの差別待遇の実例は、だんだんに少なくなってきた。

使用者は、昔から男の仕事としてみなされているある型の仕事には、女よりもむしろ男を雇う傾向にある。が一方その他の職業では女性雇用が保たれている。この差別は、どの国でも今尚伝統として生き残っているが、時としては法律により正式化されている。それはまた、職業指導及び訓練に反映され、間接的に女子の雇用機会を制限する。これに関して一九五九年十月ジュネーブで行なわれた婦人労働問題顧問会議は、一般教育及び職業指導、訓練の分野において少年と同等の機会を少女にも与える努力が必要であることに注意を喚起した。しかし、男子の仕事と女子の仕事の区別は、だんだんなくなりつつあり、第二次世界大戦中及びそれ以後は、男子労働力の不足によって、以前は男子に限られていた分野の仕事にも婦人が雇用されるようになった。

これまで男子に限られていた熟練労働の分野にも技術の進歩により、婦人の雇用機会が開かれていく。例えば、いくつかの国においては、テレビップの使用に

よって、従来徒弟制度の規則のために婦人が閉め出されていた分野でも、婦人に雇用機会が与えられたということが報告されている。開発途上の国では、手工業的方法から機械生産への推移によって、いろいろな形で婦人の雇用影響が及んでいる。古くから婦人によってなされた手を使う作業が機械化されるようになったとき、男子が、機械を動かすことに従事した例も多い。しかし、こういう変化により、婦人の雇用機会が増大する結果になった場合も少なくない。

多くの国——特に北アメリカやヨーロッパの国々では使用者が婦人を雇用することにより乗気でないことが討論、会議、調査などにとりあげられている。こういう使用者の態度を正当化するためには、婦人は仕事に対し関心を余りもたず、積極性に欠けるということがよくいわれる。また、欠勤率や異動率が高いため、女子労働力は不安定で、労務管理や監督者の援助がよいに必要であり、間接費が高くつくといわれる。(例えば、多くのアジア諸国やラテンアメリカ諸国においては、法律によって出産手当の全額あるいはその一部を使用者が負担することを義務づけているなど)この最後の議論は、社会保障の拡張や働く婦人が、子供の面倒を十分にみられるように托児所等の施設を作ることに対して社会的責任感が強まってきたことによって、次第に影響をひそめつつある。

しかし一般的に使用者も、これらの問題点を実際のテストにかけ、婦人の相対的生産性を研究することによりかなりの関心を示している。最近では多くの研究機関がこの種の調査を行なっている。いくつかの調査によって、婦人の欠勤率や異動率は、高度の熟練を要する職業においてかなり低いということがわかった。また、婦人が家庭の外で働くことにますます関心をもち、しかも自分の望む職業を得て、それを続けるために必要な条件を進んで満たそうとする意欲をもってきたことも一般に理解されるようになった。

しかし使用者の多くは、今だに既婚婦人を余り雇いたがらない。使用者の中には既婚婦人を全く雇わない者、あるいは、結婚したら退職することを婦人に要求する者もある。そのうえ、既婚婦人の雇用は、未婚婦人に比べて安定性が少ない。発展の途上にあるアジアや極東の国の例が示すように、求人が少ない時に職をさがすことは、既婚婦人にとって大変な困難である。工業国においては、既婚婦人及び一般の婦人は、かつてのあの戦後の労働力不足から恩恵を受けた。婦人の労働力が、労働市場を左右する要素となつていくこのような傾向に必ずしも永続するとは限らない。婦人の雇用に対する偏見も、もし経済情勢が悪化すれば、再び強くなるかもしれない。使用者が婦人を雇用することをちゅうちょするもの一つの原因は、婦人の母性保護に関する

労働規則の適用から生ずる困難である。母性保護法規の複雑さや、特別の仕事、特別の条件の下で婦人の雇用が制限されることのために使用者は男子を雇いたがることが多い。その結果、婦人の権利を守るためにとられた措置が逆効果となり、差別的慣習への基礎を与えることになる。婦人労働者に関する多くの国の規則は、作業方法の変化、安全設備の普及、個人的、集団的健康管理、新工程の導入によって生ずる新しい危険有害業務の出現に照しあわせて改正されなければならないことは明らかである。とくにこのような規則の多くは、さししまった必要に應ずるためにつくられ、婦人が肉体的、あるいは、その家族やその他の責任の理由から適当でないとみとめられる職業に就業出来ないだけであるという点を考慮していないのでなおさら改正が必要なのである。

例えば、危険有害業務についても、この分野の科学的研究は、十分ではないというものの、多くの国で婦人が排除されている職種のリストには、根深い心理的あるいは社会的要因が影響を及ぼしている。それゆえ、危険とみなされる仕事の種類は、国によってずいぶん違っている。例えば、ある国では、職業的危険という語は、婦人の道徳的福祉をも含む程度に広く使われている。その上、法規の中には、危険有害な業務に婦人の就業を禁じながら、その業務を明確に規定していないものもある。技術の改善等によって、ある作業がもはや危険でなくなる結果、しばしば法規が技術改善やその他の原因に追越されてしまうということも考えなければならぬ。このように、以前は危険有害だとみなされていた化学工業の婦人の雇用を禁じていた規則も、新しい安全措置の採用のおかげで、多くの場合、もはや有効な目的にかなわなくなった。地下労働の場合には、婦人が地下労働に雇用されるべきではないということは一般的に原則として認められているが、その反面特定の職種をこの原則適用から除外するように定めている国はほとんどない。労働時間に関する規定もまた、特に工業において二・三交替制度が広く採用されることを考えると、婦人の雇用を非常にむずかしいものにしていくといえよう。ある場合には、その制限が極端に慎重であることもある。超過勤務に関する規則もまた時として不当にきびしいことがある。婦人の肉体的な耐久力の限界についての大きな推定に基づいて、婦人に特別な待遇を与える規則もまた、労働市場において婦人を不利な立場に置くであろう。

特別の種な例を除いて、社会政策の現在の傾向は、働く人々の個人的必要に応じて、性にかかわらず、すべての労働者に、健康の保護及び産業安全措置を与えることである。

産業安全措置の場合には、このような

欠陥を補い、不当な制限を取り除くために、ある場合には、法規が「近代化」されてきた。また婦人労働者にとって、身体的理由から、実際どんな仕事も危険であるかということを決めるために科学的な調査の必要が、ますます認められてきた。

一般労働者の健康に夜業がどうひびくかを判定するため、調査がなされていく。婦人の夜業に関する規定はより弾力性をますます傾向にある。就業を禁じられている時間数も減り、制限規則の適用をうける仕事の数も減り、状況が適当と考えられる場合には、適用が除外されることも認められている。数か国においては、すでに責任ある地位についている婦人、非筋肉労働や特殊の分野（福祉事業、保健事業等）にたずさわる婦人を、法規の適用から除外している。現代の産業や社会生活の機構が、婦人労働者酷使のおそれを少なくしていることからみて、婦人の夜業に対する法的禁止が果して必要かどうかは最近かなり疑問視されている。

多くの国々で尚存在している婦人に対する差別待遇は、だんだん見分けにくい形をとる傾向にある。何故ならば、差別的慣習が見かけは保護措置のごとく装われたり、次第に減少してきてはいるものの、法令や既存の規則をたてにとったりしているからである。このような差別的慣習がどの程度に存在するかを見るには、慣習、社会一般の態度、一般的経済

事情を考慮することがますます必要である。何故ならこの三つの要素は、こういう事情に対する通常もつとも信頼出来る指示器であるから。工業国の多くにおいては、これらの要因は、現在、婦人の雇用機会にとって有利であるように見える。しかしながら、多くの未開発国では、婦人に対する差別待遇の問題は、非常に深刻である。何故ならば、伝統と慣習の圧力、慢性的な失業及び潜在失業が存在しているからである。しかし最近二、三年の政策の変化から、これらの要素が婦人の雇用機会に与える影響について結論を見出すのはまだ早すぎるようである。

差別待遇に関するILO 条約（一一一号）

国際労働機関は、社会政策の目的の一つとして長い間、雇用に関してすべての人間に対する平等で公平な待遇を考慮して来た。特に雇用機会に関して、国際労働総会は、一九四四年のフィラデルフィア宣言において、性にかかわらずなくすべての人間に対しての職業の機会均等の保証を遂行する政策をより一層進めるために国際労働機関が果さなければならぬ義務を確認した。一九五八年の国際労働総会では、雇用及び職業の差別待遇に関する条約及び勧告を採択した。この条約は「雇用」及び「職業」という語を定義して、雇用機会及び特定の職業に従事する機会を含むものとしている。

この条約及び勧告の適用上、「差別待遇」とは次のものをいう。

(a) 人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身、又は社会的出身に基いて行われるすべての差別、除外又は優先で、雇用又は職業における機会又は待遇の均等を破り又は害する結果となるもの。

(b) 雇用又は職業における機会又は待遇の均等を破り又は害する結果となる他の差別、除外又は優先で、当該加盟国が、使用者の代表的団体及び労働者の代表的団体がある場合にはそれらの代表的団体及び他の適当な団体と協議の上、決定することのあるもの。

「性及びその他の理由によって、一般に特別の保護又は援助が必要であると認められる者の特定の必要を満たすことを目的とする特別の措置」の場合には、条約及び勧告の両方が、例外を設けている。勧告は、非差別の方策の適用が、このような措置に対して不利な影響を及ぼすべきではないことを述べており、条約は、すべての加盟国は、使用者の代表的団体及び労働者の代表的団体がある場合にはそれらの団体と協議の上、このような措置を、差別待遇とみなしてはならないということを決定できる旨定めている。

この条約はまた、国際労働総会が採択した他の条約又は勧告で定める保護または援助に関する特別の措置は、差別待遇とみなしてはならないということを明記している。

この種の措置のうち、婦人に関係あるものは、次の通りである。母性保護に関する条約（一九一九）、夜業（婦人）に関する条約（一九一九）、鉛中毒（婦人及び児童）に関する勧告（一九一九）、母性保護（農業）に関する勧告（一九二二）、婦人の夜業（農業）に関する勧告（一九二二）。

（一）、婦人の夜業に関する条約（一九三四改正）、地下作業（婦人）に関する条約（一九三五）、夜業（婦人）に関する条約（一九四八年改正）、母性保護に関する勧告（一九五三年改正）、さらに一九五八年には、農園労働者の雇用に関する条約及び勧告が採択され、これは母性保護に関する特別な個条を有する。

これらの条約・勧告を採択するに当たって、国際労働総会は、婦人の生理的特性及び特殊な社会的責任の見地から必要と考えられる特別保護を働く婦人に与えるために、性にかかわらずなくすべての労働者に適用される基準の一般的実施とは区別している。と同時に婦人の就業が不当に妨げられないように例外規則を作る努力もしている。たとえば、一九三五年の地下作業（婦人）に関する条約において、管理の地位にあつて筋肉労働をしない女子、保健厚生業務に使用される女子研究業務にたずさわる女子は地下作業の禁止から除外してもよいことを定めている。

国際労働総会はまた、婦人労働者を保護する必要と、彼等の雇用機会をまもる

必要との間にある矛盾をなくすために、現在の国際基準をもっと柔軟なものにしようとする努力をしている。例えば、夜業に関する条約の二度の改正は、すべての労働者の労働条件（労働時間及び交替作業制）の変化を考慮するためになされた。夜業（婦人）に関する条約（一九四八年改正）は、その規定が、管理的又は技術的性質の責任ある地位にある婦人、または保健及び厚生業務に使用される婦人で通常筋肉労働に従事しないものには適用されないことを明記している。

母性保護については、一九一九年の産前産後の休暇に関する規定は、弾力性をもたせるように改められ、現在ではいかなる場合にも、使用者は、その使用する女子に与えられるべき給付の費用を個人として負担する義務はないということが明記されている。

適用の方法に関しては、「雇用及び職業についての差別待遇」に関する勧告は次のように規定している。

「加盟国は、雇用及び職業における差別待遇を防止するための国家の方針を樹立すべきである。この方針は立法上の措置により、使用者の代表的団体と労働者の代表的団体との間の労働協約により、又は国内の事情及び慣行に合致する他のすべての方法により適用されるべきで、次の原則を考慮に入れなければならない……」

直接あるいは間接に雇用機会に関連す

る原則は、次のように要約される。

(a) 雇用及び職業に関する機会及び待遇の均等を促進することは、公の関心事であり、すべての人は、差別待遇を受けることなく、次の事項について機会及び待遇の均等を享有すべきである。

- (i) 職業指導及び職業紹介の施設の利用
- (ii) 個人の適性に基いて自己の選択する訓練及び雇用の機会を得ること
- (iii) 個人の性質、経験、能力及び勤勉に応ずる昇進
- (iv) 雇用中の身分の保証

(b) 政府各機関、使用者及び使用者団体、労働者団体は（後者は、その活動において、あるいは、団体交渉及び労使関係の当事者として）、それぞれの分野における差別待遇を行ない、あるいはこれを容認すべきではない。

非差別待遇の原則の適用に関して、この勧告は、加盟国が次のことをしなければならぬと述べている。

(a) 国家機関の直接管理の下にある雇用及び、国家機関の監督の下にある職業指導、職業訓練及び職業紹介の活動においてこれらの原則を確実に適用すること。

(b) 実行可能かつ必要な場合には、その他の雇用、職業指導、職業訓練、職業紹介についても、すべての地方自治体、公の所有または公の管理の下に運営される産業及び企業に対して、契約、補助金、免許を与える条件として、これらの原則を適用するよう奨励すること。

加盟国は、非差別待遇の方針に合致しないすべての法規を廃止し、かつ行政上のすべての命令及び慣行を修正すべきである。

この勧告はまた、公私の雇用のすべての分野において、この方針の適用を促進するに適當な機関を設置すること——とくに広報活動によって、また差別待遇慣行は正の手続（苦情の受理、審査、及び調査）によって、上記の機関が是正の責を負う必要に応じて調停によって、そして調停により解決出来ない場合には、苦情をさらに検討し、明らかにされた差別待遇慣行を是正すべき方法について意見を述べ、又は決定を行なうことによって、このような慣行を是正する機関を設けることをすすめている。

最後にこの勧告は、非差別待遇に関する原則を実施するには、国内の事情に照らし、さらにいかなる積極的な措置を必要とするかを検討するため、権限のある当局、使用者の代表者、労働者の代表者及び適當な団体の間に不断の協力が行われるべきである、ということ定めている。

「この条約の適用を受ける加盟国は、雇用及び職業についての差別待遇を除去するために、国内の事情及び慣行に適した方法により、雇用又は職業についての機会及び待遇の均等を促進することを目的とする国家の方針を明らかにし、かつこれに従うことを約束する」。

さらに付け加えて、「この条約の適用を受ける加盟国は、国内の事情及び慣行に適した方法により次のことを行なうことを約束する。

(a) この方針の承認及び遵守を促進することにつき、使用者団体及び労働者団体並びに他の適當な団体の協力を求めること。

(b) 前記の方針の承認及び遵守を確保するに適當とされる法令を制定し、かつそのような教育計画を促進すること。

(c) 前期の方針と両立しないすべての法令の規定を廃止し、かつ、行政上のすべての命令又は慣行を修正すること。

(d) 国家機関の直接管理の下にある雇用について前記の方針に従うこと。

(e) 国家機関の監督下にある職業指導、職業訓練及び職業紹介の施設の活動について、前記の方針の遵守を確保すること。

(f) この条約の適用に関する年次報告において前記の方針に従って執った措置及びその結果を記載すること。

一九六一年六月一日現在、この条約はブルガリア、ダホメ、デンマーク、グアボン共和国、ガーナ、ガテマラ、ホンデュラス、ギニア共和国、インド、イラク、イスラエル、アイボリーコースト、リベリア、ノルウェー、パキスタン、フィリピン共和国、ポーランド、ポルトガル、チュニジア、アラブ連合共和国、ソ連、ユーゴスラビアの二十二か国によって批准されている。

婦人に関する国際ニュース

（国連婦人の地位委員会事務局発行
「婦人の地位に関するニュースレター」
二三号より）

国際条約

○婦人の参政権に関する条約

一九六一年九月十五日現在、この条約の署名国は四二、批准または加入した国は三五か国である。本年二月以降、アルゼンチンが批准に加わった。

○結婚婦人の国籍に関する条約

一九六一年九月十五日現在、この条約の署名国は二五、批准または加入した国は二五か国である。本年二月以降、オーストリアが新たに加入した。

○男女同一賃金条約

一九六一年九月十五日現在、この条約（ILO条約第百号）の批准国は三七である。ペルー、象牙海岸共和国、ガボン共和国およびガテマラの四か国が新たに批准した。

○雇用と職業の差別待遇に関する条約

一九六一年九月十五日現在、この条約（ILO条約第一一一号）の批准国は二九か国である。

婦人に関する国内法

○アフガニスタン

結婚の承諾、結婚最低年齢および結婚の登録に関する法律が、一九六〇年十月一九日、新たに公布された。この法律の第一条は、婚姻は両当事者の承諾によって行なわれ、担当の裁判所に登録され、裁判所は結婚許可証を発行すべきことを

規定している。この法律は結婚の最低年齢を男女とも十五歳と定めている。十五歳以下の女子の結婚は当局が登録を許可する場合に限り有効となり、その場合許可証は本人の法定代理人に交付される。同法の第十九条には、未成年女子（十五歳以下の女子）の結婚は、本人の法定代理人が評判のよくない者である場合、またはその結婚が当該未成年者の利益に反するとみられる場合は、許可されない旨の規定がある。

○オーストラリア

一九六一年五月六日、新婚姻法が成立した。この法律は、婚姻の行なわれた場所の如何を問わず、オーストラリアに住所を有する者の婚姻に適用される。同法の第一章は男子一八歳、女子一六歳の結婚最低年齢を規定している。第二章には、一六歳に達した男子または一四歳に達した女子が、すでに結婚最低年齢に達したものの婚姻について、裁判所に許可申請を行ないうることを規定しており、これに対して裁判官が、この場合の事情が極めて例外的かつ特殊であることとをみとめて許可を与えることを要当と考えるならば、その判断によって許可命令が出されうるとなっている。未成年者の婚姻には親権を行なうものの承諾が必要であるか、一定の場合には法の定める

当局によって特別免除が与えられる。また親権を行なうものが承諾を拒否した場合、未成年者は裁判所に対して婚姻の許可を申請することができる。（第一章）

同法の第四部には婚姻の儀式についての規定がある。婚姻の儀式は、両当事者より申告書が提出されたのち、権限ある司事者の面前で、かつ一八歳以上のもの二人以上の立会いのもとに行なわれなければならない。夫婦は婚姻許可証の交付をうけ、両当人と二人の立会人がこの許可証と贈本二通に署名せねばならない。贈本の一通は登録のために役場に送られる。第五部は、一人だけもしくは二人ともオーストラリア人である当事者間における婚姻が外国で行なわれる場合の儀式について規定している。第六部は婚姻前に生まれた子供か、その後における両親の婚姻によって嫡出となることを規定している。その場合、その婚姻がこの法律の施行前であるか後であるかは問われない。また子供の出生当時存在した結婚に対する法律上の障害についても問われない。第九章は、無効な婚姻による子供について、当事者の何れかが婚姻が有効であると信じるならば、その子供は嫡出とみなされると定めている。

○インド

結婚贈与禁止法が一九六一年七月一日施行となった。これは、結婚の対価として結婚当事者の何れかに対し、あるいは他の者に対して、贈与を行なう習慣を廃

することを目的とする法律である。第三

条と第四条によれば、結婚の対価として金品による贈与のとりきめを行なうものは、およびこれを受領または贈与するものは罪に問われ、六か月以下の懲役あるいは五千人ルピー（一、〇五〇ドル）以下の罰金、またはこの両刑が課せられる。この法律の施行前に行なわれた贈与については、その金品が妻またはその相続人の利益となるよう扱われねばならないと規定されており、したがって、これを妻以外のものが受取っている場合は、その者はこれを妻に引渡さねばならない。引渡すことを怠った者は六か月以下の懲役、あるいは五千人ルピー以下の罰金、もしくはその両刑が課せられる。この法律は、結婚の対価としてでなく善意で行なわれた贈与は、結婚贈与とはみなさないことを規定している。

○ニュージーランド

公務員同一賃金法（一九六〇年）は、公務員の賃金率における男女差を、一九六一年四月一日以降三年間に段階的に撤廃することを規定している。

○パキスタン

回教徒家族法布告（一九六一年）は、相続婚姻および離婚に関する法律と、慣習に対して改革を行なった。この布告は、その居所を問わずパキスタンの全回教徒市民に適用されるものであり、一九六一年三月の官報に公告され、次いで施行となったものである。

相続に関して布告は、プロボンチュス（直系尊属および卑属の明らかであるもの）の相続人である息子または娘が相続開始前に死亡した場合、そのものに子供があればその子供が、親の相続分を受けると規定している。

布告は一九二九年の児童婚禁止令を修正し、女子の結婚最低年齢を一四歳から一六歳に上げた。また回教法によって行なわれるすべての婚姻を登録すべきことと、登録を怠った場合は刑罰に処すことを定めている。

一夫多妻について、布告はこれを規制しているが禁止はしていない。布告によれば、婚姻継続中の夫は、仲裁委員会から文書による許可をうけなければ別の婚

姻をすることができない。仲裁委員会

は、役人と夫および妻の代理人によって構成される。許可申請書には、結婚をしようとする理由をのべ、現在の（妻が二人以上の場合にはすべての妻）の承諾がえられているかを記載しなければならない。その婚姻が「必要且つ正当」であることを委員会がみとめたときに許可が与えられる。許可をうけずにこのような婚姻をした場合、夫は現在の妻に与えるべき寡婦産の全額を即刻支払わねばならず、かつ刑罰に処せられる場合もある。また、一九三九年の回教徒婚姻解消法が修正され、夫が以上の諸規定を無視した場合、これは妻の申立にかかる離婚裁判の判決理由となることが定められ

た。夫は裁判所の干渉なしに離婚を宣告することによって、すなわち、役所と妻とに対して文書でその旨を通告することによって一方的に離婚をすることができ、役所がその通告をうけとってから二〇日以内に、仲裁委員会が召集され、当事者間の調停のために必要な一切の処置が講じられる。その結果離婚の取消しが行なわれなければ、通告の後九〇日以内に離婚が有効となる、妻が妊娠中の場合はこの期間を延長することができる。妻に対する扶養を怠る夫に関して妻から訴えがあるときは仲裁委員会が召集される。仲裁委員会は夫が支払うべき扶養料の額を定める権限がある。

○英 国

婚姻に関する法令（一九六〇年）によつて、婚姻範囲の制限が一部除かれた。すなわち、従来は、かつて本人の妻であったものの妹・叔母・姪との婚姻、または本人の弟・叔父・甥の妻であったものの婚姻は、無効（但し、前者の場合はもとの妻が、後者の場合は、弟・叔父・甥が生存中のとき）であったが、新しい法律ではこのような関係の婚姻も有効となった。この法令によれば、当事者の一方が婚姻当時英国以外の国に居住しており、その国の法律がその婚姻を有効と認めない場合はその婚姻は無効となる。

婦人界のうごき

（二〇月二日—二一月二〇日）

（二〇月）

一一日 保健婦制度制定二〇周年記念式典が日本看護協会主催、厚生省、東京都後援により厚生年金会館大ホールで行なわれた。式典の主な行事は多年保健婦として努力し、公衆衛生事業の推進に貢献した人々の表彰であり、厚生大臣から一一名が表彰された。出席者約二千名。

二〇日 労働省婦人少年局では労働者家族福祉運動の一環として勤労者家庭の

消費生活問題に関する研究会を、東京溜池の日本労働協会会議室で開いた。

「消費生活のバランスとは何か」のテーマをめぐり日本消費者協会、山崎進氏司会により、勤労者家庭における消費生活の問題点が家庭経済学（北海道大学籠山京氏）、家政学（お茶の水大学、伊藤秋子氏）、社会学（東京大学、高橋徹氏）、生活科学（家庭科学研究所、今和次郎氏）のそれぞれ専門の立場から指摘され、次いで消費者の立場から大野はる氏（全日通労組）小森道子氏（全国友の会）、春野鶴子氏（主婦連合会）より具体的問題の提起があり、講師との討論、傍聴者との質疑応答が行

なわれた。傍聴者約八〇名。

二〇日 参議院会館で日本母親連絡会主催による、政防法・学力テスト・物価値上げに反対する全国の母親たちの集會が行なわれ、全国二五都道府県の母親代表約一五〇名が参加、河崎なつ委員長（岩間正男（共）、猪俣浩三（社）、木村禧八郎（社）の各国会議員からそれぞれ、全国一斉学力テスト、政防法、物価上昇問題について国会報告をきき、母親代表の報告の後、これら三問題に反対する決議を採択、国会請願を行なった。

二四日 全国未亡人団体連絡協議会、全国社会福祉協議会主催、厚生省、労働

省後援の全国母子福祉研究集會が東京虎の門の社会事業会館久保講堂で開かれ約千百名が参加、①母子福祉資金等に関する法律を中心として、②母子福祉年金・児童扶養手当について、③母の就労について、④母子家庭と経済問題、⑤未亡人団体の運営、の諸問題について研究討議が行なわれ、児童扶養手当と母子福祉総合法のすみやかな制定が要望され、最後に決議が採択された。決議には母子福祉総合法として①入学資金新設 ②貸付限度額引上げ ③修学資金の無利子貸付 ④母子相談員制度の充実・強化 ⑤母子福祉センター増設と補助基準引上げ ⑥寡婦控

除引上げと範囲拡大 ⑦母子福祉年金増額と子供の年齢制限引上げ、⑧母の就労対策充実 ⑨中央母子福祉センター設置、の諸点を盛りこむことが要望された。

二四日 全国婦人相談員連絡協議会第二次総会が参議院会館で開かれ、全国から約一五〇名の相談員が参加、運動方法として ①売春防止法一部改正の促進、②婦人保護事業予算の獲得、③売春への転落防止活動の推進、④婦人相談の窓口拡張、⑤婦人相談員の身分確立と保障が決定され、売春対策に一層努力する旨の決議が採択された。また同日夕刻から同じく参議院会館で婦人議員との懇談会が行なわれ、衆参両婦人議員が超党派で出席した。

二四日 ソ連の超大型核実験に抗議して諸団体がソ連大使館を訪れたが、婦人団体としては日本婦人教室の会（会長赤松常子氏）、全日本婦人連盟（代表理事中河幹子氏）が核実験禁止の抗議文を提出した。また、三二日にはソ連の五〇メガトンの水爆実験に抗議して核実験禁止国民会議、諸労組などがソ連大使館に抗議したが、全日本婦人連盟の代表もソ連の母親たちに対し核実験禁止に努力するよう訴えた文をアルコフ書記官に伝えた。

二五・六・七日 全国社会福祉大会が全国社会福祉協議会などの主催により二五日から三日間、厚生年金ホールその

他で開かれ、全国から民生委員、児童委員、社会福祉事業関係者など約三千名が集まった。研究会は児童、婦人、身体障害者など七部会に分かれて行なわれ、婦人の福祉問題は第五研究部会「地域において婦人の福祉をたかめるためにはどのような活動を推進するか」の部会でとりあげられたが、相当の時間が売春対策問題にあてられ、コロニー設置、婦人相談員の身分保障法改正、純潔教育などについて論議された。

三一日 第三九臨時国会は三一日閉幕したが、婦人関係の法律として児童扶養手当法の制定、国民年金法改正、女子教育職員の産前産後休暇中の学校教育の正常な実施確保に関する法律改正がおこなわれ、また、売春防止法改正案は再び継続審議となった。児童扶養手当法は、父と生計を同じにしていらない一六歳以下の児童を監護、養育する母、その他のものに対し、児童が一人の場合は月八百円、二人の場合は千二百円、三人以上の場合は千二百円にその児童のうち二人を除いた児童一人につき二百円加えた額を支給するというものである。また、国民年金制度の改正で、祖父が死亡して祖母と孫が残る、あるいは父が死亡して姉と弟妹が残るといったような母子世帯に準ずる世帯に対し、母子年金にならって準母子年金制度がつくられることになった。

女子教育職員の産前産後休暇中の学校教育の正常な実施確保に関する法律は、法律名を女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律と改め、新たに幼稚園の女子教育職員を対象に加え、国公立学校の女子教育職員の出産の場合の臨時補充職員の最低任用期間を産前産後にわたり少なくとも一二週間を下らない期間と定め（従来は期間の定めなし）、私立学校もこれに準ずることとした。

三一日 経済企画庁は消費者動向予測調査を発表したが、これによると、過去一年間に収入のふえた世帯が過半数であり、今後一年間の見通しもふえるものも多く、今後、貯蓄をふやそうというものも半数近くある。他方、家計費についてはふえる見通しといえるものが七〇％あまりあるが、食料費がふえるという世帯が多い。住宅の新築購入や月賦の利用は伸び悩んでいるが耐久消費財に対する消費者の関心が強く、テレビ七二％、扇風機・洗濯機五〇％、電気冷蔵庫二七％の普及率に達し、購入計画では電気冷蔵庫が一位である。休暇の利用について世帯主は休養慰安旅行、家事整理などの順で希望が多いが、主婦の余暇利用希望としてくる寝などの休息、ラジオ、テレビ、新聞などが多い。

（十一月）
一日 紫綬、藍綬、黄綬の各褒章がおく

られたが、婦人関係では紫綬褒章に柳かね氏（声学）藍綬褒章に井上秀氏（女子教育、社会教育）桐淵とよ氏（婦人問題、社会教育）などがある。

二・三・四日 日本YWCAの第一四回全国総会が東京YWCAでひらかれ、約三百人の会員が参加、役員改選の結果、会長に光明照子、副会長に勝山操、広岡貞子の諸氏が選ばれた。なお、石橋宮子氏は総幹事を辞し、一月から世界YWCA指導者養成プログラムの指導者としてジュネーブに赴任することとなり、後任に今井万里子氏が就任した。

八日 ソ連の五〇メガトン実験後、米国内にも核実験反対の声が広がっているが、「生存のための婦人平和運動」の婦人代表約一〇名が国連日本代表部に岡崎大使をたずね、こどもを放射能の危険から守るため核実験停止の運動に日本婦人も参加するようよびかけた。

一〇日 全日本婦人連盟結成一周年記念行事として記念式典とアジア婦人親善の集いが東京神田の共立講堂で開かれた。経過報告、講演等をふくむ記念式典のち、第二部アジア婦人親善の集いに移り、中国、ビルマなどのアジア婦人代表の挨拶等が行なわれた。参加者約二、五〇〇名（うち外国婦人約二〇〇名）。

年少者に残業をさせてもよいか

年少労働者の労働時間

A どうも正月休みが長かったせいかな。仕事の能率が上がらなくてね。従業員に少し残業してもらったつもりでいるんだ。ところが従業員の中に二人ばかり十八歳未満の者がいてね。包装作業をやらせている関係上その連中だけ帰す訳には行かないんだよ。労働基準法では、十八歳未満は残業させてはいけ

いのだから実は弱っているんだ、何かうまい方法は無いかな。

B 君のところは実働何時間だい。

A 始業八時、終業五時、昼休み一時間だから実働八時間だ。

B 何日ぐらい残業する予定だ。

A 三日ばかり続けて一日二時間程度やらせるつもりでいる。

B それでは、基準法の第六〇条第三項でやれば良い。それならできる。

A その六〇条第三項はどういう規定だい

B 「使用者は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、満十五歳以上で満十八歳に満たない者については、一週間の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、

他の日を十時間まで延長することができ。」というのだ。

A 第三十二条第一項の規定って何だい。

B 労働者を一日八時間、一週間四十八時間以上働かせてはいかんと云うことさ。

A 一週間というのは、継続七日間のことか、または、日曜日から土曜日までのことか。

A 就業規則その他に別段の定めがない限り、日曜日から土曜日までの一週間さ。

A それからもう一つ。他の日とは、時間を縮めた日以外の一日だけのことでないのか。

B 一日だけではない。つまり、例えば一週間のうち一日を三時間に縮めた場合、休日を除いた残りの稼働日は五日だから。

(48時間-3時間)÷5(日)=9時間
で、つまり一日九時間働かせても良いんだ。

A なる程、それなら僕のところは、一日十時間で三日間残業させる予定だから短縮する日の労働時間は

$48時間 - 10時間 \times 3(日) + 9時間 \times 2(日) = 27時間$

だから、六日間のうちの一日を二時間にすれば良いわけだな。

B それで良いんだ。だがね、能率のことも考えた方が良く。無暗に時間を長くしたら済むと思ったら大間違い

だ、残業手当を支払わなければならないだけ損な場合もある。

A いや、十八歳未満は一週四十八時間を超えないから、残業手当を支払わなくとも差支えないだろう。まあできるだけ残業しないで済むようにしたい。

食事の心配をしなればならないし、寒中でもあるから暖かくしてやらなければならぬから、なかなか大変だ。ところで、製品の納期が木曜日なんだが、日曜日に働かせて、他の日に代休をやってはいけな

B 他の日がその週のうちなら良いだろうね。

A 別の週では、まずいのか。

B 一週間の労働時間が四十八時間を超えてはいかんと規定があると云うただろう、別の週に休日を振り替えるとなれば、その週は五十六時間以上になるからだめだ。

A それでは、三時間に短縮した残りの六時間と日曜日に六時間だけ働かせて、残りが二時間で合計八時間だ、これを休日とする訳にはいかないか。

B ずい分こま切れにした休日だな、案外君も細かく頭を働かせるね、だがね、それはまずいんだ。休日というのは、午前〇時から午後十二時までの全一日の休業をいうのだ。

A 労働基準法の休日は週休制以外に四週四日というのがあると、前に聞いたような気がするが、それなら十八歳未

満の者には、この四週四日の制度はとれないのかな。

B いや、今の話は一日八時間、一週四十八時間制をとる事業場の話だ。だから一週四十八時間に満たない事業場では、四十八時間に達するまでの時間について四週四日制をとることもできるが、君のところでは一日八時間働かせらるだろうから駄目なんじゃないかな。

A ついでのことにもう一つ。もし二時間に短縮するのを休みにし、別に日曜日は日曜で休むのなら、先刻の計算で
 $48時間 - 10(日) - 9(日) = 29(日)$
だから、五日のうち三日を一日十時間、二日を一日九時間というのはどうだい。

B 可能だね。労働基準法の解釈例規に「なお四時間以内に短縮するとは全一日操業しないことを含むものであるから休電日が週二回以上ある場合には休電日の一日を週休とし、他の五日について右の範囲内(法第六十条第三項の範囲のこと)労働時間を定めることは差支えない」とした例規がある。

B いや、大分参考になった。もう一度よく考えて見よう。そうだね。年少者を働かせる場合はよく注意しなければならぬから。会社のためにも年少者のためにも良いような方法をとることが大切だ。なるべく一日十時間も働かせないようにしてもらいたいよ。八時間労働が原則だからね。

JIL 文庫 15

日本労働協会編

男女同一賃金

渡 辺 華 子

この本は二部からなっている。第一部は「国際社会における男女同一賃金」という題がついているが、はしがきにも説明がある通り、これは国連婦人の地位委員会（ILO）が編集したパンフレット「Equal Pay for Equal Work」の全訳である。

したがってこの部分では、男女同一価値労働に同一報酬の原則を規定する国際労働条約（第一〇〇号）の説明と、ILOの各加盟国が、この原則をめぐって国内の該当問題をどう処理しているかの問題、賃金決定方法と職務分析、職務評価を中心にして説明している。

さらにこのパンフレットの部分では、現代の国際社会がこの男女同一賃金の問題にかんしてどのような動きを示しているか、たとえば労働組合その他の経済団体や婦人団体などの、いわゆる民間の任意団体が、その運動のなかでどのように同一賃金問題をすすめているかを記している。パンフレットがなぜそうするかといえ、近代では人権尊重、男女平等の思想が相当徹底したとはいいながら、や

はりどこの国でも、男女同一賃金とこれにまつわる意識を向上させることが容易ではなく、社会主義諸国や、民社先進諸国も、やはり大変な努力を重ねているからである。それだからこそ、よその国は一体この問題をどう進めているかを知り合う必要を、婦人の地位委員会が痛切に感じたのであろう。

第二部はこれにたいして「日本における男女同一賃金問題」という見出しでまとめられている。ここではまず「使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱いはしてはならない」と規定する例の労働基準法第四条の解釈をとり上げている。そして国内法の下ではどういふことがしなくてはならない差別であるかということ、具体例や違反例で説明している。しかし現実の問題としては、日本の社会は旧来の慣行や婦人自身の自覚の低さから、まだまだ男女平等の扱いに障害が多いことを指摘するが、その事実の指摘で終わったのでは本書が啓蒙的な役割を果たさないことをよく認識しているからだろう。日本ではとにかく前記労基法の規定によって、すでに男女同一賃金の原則が樹立されているのであるから、運動推進の途は開かれていると説いて、一般社会の奮起を促している。

しかし、私がこの本の一つの弱点として指摘したいことは、国際社会、あるいは

は諸外国には男女同一賃金原則を推進する条件があるのに、日本には日本特有の事情があるから問題の解決が困難なのだというものの見方を脱皮していないことだ。世界に特殊事情のない国はなく、旧時代との摩擦に悩まない国もない。だからこそ進んだ国もおくれた国も、その点にかんする限り共通な原則で結びつくことが可能なのだ。そういう線に立つことが本書の目的たるべきであらう。本書が、その大切な点をどうみているかは、第一部国際社会と第二部国内問題の結びつけ方で決まると考えるが、その答えを求めてみれば、「労働基準法の規定とILO条約の規定との関係についてみると基準法の規定のしかたに問題があるのでなく、ILOが要求している意味にそわない実情が日本にあるのではないかと思う。とくに日本では長い間の生活伝統からくる婦人にたいする偏見（その他のために、現状が進まないということにつきる。」という切っている。

私はそれでは話が逆だと思ふ。日本ばかりでなく英国でもスエーデンでもスイスやフィンランドでも長い間の生活伝統のつくる婦人にたいする偏見があるからこそ、みんな一緒に国際労働条約をつくって、それを推進力として、啓蒙の努力が続いているのだ。その辺の事情はつまり本書自らが国内問題として奨励する「労働基準法の規定が開いた途を求めて行こう」という姿勢とちっともちがわな

いことなのだと思う。その姿勢を構えることが、まず男女同一賃金原則を、ほんとうに日本の労働者自身のものとすることではないだろうか。

最後に、日本で Equal Pay や Equal Work の「イコール」が「同一」と訳されていることがこの問題の理解を混乱させ、男女労働者間の平等観を確立するための妨がりを持った運動となしえない原因ではないかということ、これまでも私はたびたび言ったが、最近評論家大宅壮一氏がソ連の労働問題を書かれるさいに、「厳密にいうと、同一労働などというものはありえない。その労働に必要な才能・知識・経験・年齢・健康などは一一人ちがっている」と書いておられるのをみて、平等というべきを同一といっていることが、日本の同一賃金問題をいっそう困難にしていることをますます痛感した。

以上の二点をのぞけば、本書は訳文もしっかりしており、関係文書がいろいろ付録として載せられていて、読みやすくまた便利にできていると思う。

（日本労働協会定価二二〇円）

× × × × × × × × × ×

(1) 書 名	著者	発行所	巻号	発行年	(2) 書 名	著者	発行所	巻号	発行年
IX 婦人と労働					女子の重量物取扱作業に関する調査——実態調査報告——				
3. 婦人の労働状態に関するもの つづき					労働省婦人少年局 同 婦人労働調査資料 第10号	52			
労働協約中婦人に特殊な規定に関する調査	労働省婦人少年局	同		49	綿紡績工場の女子労働者——実態調査報告——			第12号	"
製糸業における女子労働実態調査	"	"		50	派出看護婦の勤務条件改善のための懇談会結果報告書		婦人労働資料	第17号	"
女子の官公庁職員に関する調査	"	婦人労働調査資料第3号		"	看護婦労働実態調査報告に関する懇談会結果概要		"	第16号	"
繊維に働く人の生活実態並と論調査	門上 敏夫	大阪府労働部		"	本道繊維工業における女子労働の周流		北海道労働経済	(3-1)	"
婦人労働者並に労働者家庭婦人の工場外生活時間調査報告、中間報告	労働省婦人少年局	同		"	工場労働者特に婦人労働者の生活時間構造について	藤本 武他	労働科学	(28-2)	"
製糸工場の寄宿舎の概要	"	"		"	——1——		"		"
看護婦労働実態調査速報の(一)、(二)	"	"		"	——2——	岡安茂子	"	(28-3)	"
製糸工場の女子労働者	"	"		"	英国女子労働者の統計		海外労働経済月報	(2-3)	"
保護世帯の労働事情調査	佐藤 文男	社会事業	(33-7)	"	米国単身女子労働者の生計費——1950年カリフォルニア州——	木村 勝二	"	(2-3)	"
要保護世帯の内職事情	岸 勇	"	(33-10)	"	米国婦人労働者の状態——1949年の調査を中心として——	清水 弘也	"	(2-3)	"
スト中の婦人労働者の活動		産業労働調査月報	(4-7)	"	女工員の生活	嶋津千利世	婦人公論	(2月号)	"
洋裁学校の実情——女子労働者の面から——	労働省婦人少年局	労働時報	(3-7)	"	婦人の重量物運搬——その問題点と実態——	仲儀すみ子	労働の科学	(7-5)	"
家内労働の実情と問題点	"	"	(4-5)	51	婦人労働の現状——年齢構成を中心として——	大島 正光 大橋 一雄	"	(7-5)	"
紡績女工の自由時間について——特に生活時間秩序の自由時間に及ぼす影響——	川原 徳吉	労働の科学	(6-1)	"	米国の製造業以外の産業における婦人の短時間労働とその職場——海外労働事情——		労働統計調査月報	(4-4)	"
家内労働の事情——家内労働実態調査結果報告——	労働省婦人少年局	同 婦人労働調査資料第7号		"	操短による帰郷女工の動態——その中間報告——	糸藤 克三	社会主義	(16)	"
病院診療所の看護婦——労働実態調査報告——	"	"	(" 第6号)	"	婦人労働者の生活と意見——事業官庁公共企業体における——		官公労働	(6-10)	"
職場施設に関する予備調査	"	"		"	勤労女性は何にを読んでいるか	平岩つる代 外間 京子	読書家	(18)	"
女子の職場施設	"	"		"	工場の寮生活と農村生活——紡績女工員の生活をみて——	今 和次郎	家庭科学	(159)	"
婦人のしごと——その労働の強度——	沼尻 幸吉	労働の科学	(6-3・4)	"	内職地帯をゆく——ルポルタージュ——	阿部 光子	婦人公論	(12月号)	"
本道繊維工業における女子労働の周流	北海道庁道立労働科学研究所	研究報告 第45号		"	絹、人絹織物工場の女子労働者——実態調査報告——	労働省婦人少年局	同 婦人労働調査資料第14号	53	
婦人労働の実態とその諸問題		労働週報	(14-545)	"	紡績婦人労働者の深夜業に関する調査——特に二交代勤務の深夜業の疲弊について——	"	"	(同上第15号)	"
理想に程遠い女子用職場施設——435事業場における調査結果概要——		"	(14-566)	"	銀行女子職員労働実態調査速報	"	"		"
派出看護婦の実態	労働省婦人少年局	労働時報	(5-2)	52	電話交換作業に於ける婦人労働の実情——実態調査報告——	"	婦人労働調査資料	(16)	"
調査結果からみた派出看護婦の実態	"	婦人労働資料	第13号	"	銀行女子職員の労働実態調査	"	労働週報	(16-18)	"
アメリカ婦人のパートタイム労働	米国労働者婦人局 (労働省婦人少年局訳)	海外婦人労働 第38号		"	銀行女子職員労働実態——1,2 完		全銀連調査時報	(32, 33)	"
派出看護婦の実情——派出看護婦労働実態調査報告——	労働省婦人少年局	同 婦人労働調査資料	第9号	"	失対婦人労働者の現状——「ニコ四」のおつかさんの叫び——		社会教育	(8-11)	"
家内労働の実情——家内労働実態調査結果報告——(昭和26年度調査)	"	"	第11号	"	現代婦人労働実情	大羽 綾子	職業指導	(26-2)	"
					製糸工業寄宿舎生活調査報告	長 野 県 社会 部	同 労働科学 研究資料		"

女子の就業者数と完全失業者数

(1961年7月)

一人一か月平均現金給与総額

(1961年7月)

産業別	女子	男子	男女計 に占める 女子割合	女子雇用 者の産業 別構成率	女子の前 年同期と の比較
総数	万人 1,884	万人 2,725	% 40.9	%	万人 - 9
自営業者	269	800	25.2		- 6
家族従業者	894	317	73.8		- 13
雇用者	715	1,597	32.1	100.0	+ 5
農林業	21	33	38.9	2.9	- 5
漁業、水産養殖業	* 2	15	11.8	0.3	- 1
鉱業	* 6	38	14.0	0.8	+ 3
建設業	23	157	12.8	3.2	- 6
製造業	283	575	33.0	39.6	+ 34
卸売、小売、金融、 保険、不動産業	160	246	39.4	22.4	+ 1
運輸通信、電気ガス 水道業	* 38	216	15.0	5.3	+ 9
サービス業務	165	200	45.2	23.1	- 26
公務	18	119	13.1	2.5	- 3
完全失業者	19	18	51.4		+ 1

産業別	女子	男子	男子に対 する女子 の割合
総数	円 16,949	円 40,869	% 41.5
鉱業	13,283	33,088	40.1
建設業	13,330	30,341	43.9
製造業	16,095	45,147	35.6
卸売業 小売業	17,549	38,326	45.8
金融業 保険業	22,463	43,745	51.3
不動産業	17,200	49,580	34.7
運輸通信業	19,265	36,366	53.0
電気、ガス、 水道業	26,149	45,275	57.8

「注」1) * 印の数字は誤差率が大きいから特に注意して使用のこと。
2) 数字はすべて調査結果の実数に推定乗数に乗じたものの千位以下
を四捨五入した結果であるから表中の総数の数字はその内訳の合
計に必ずしも一致しない。

一労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査一

婦人少年局ニュース

○女子事務職員労働実態調査(中間報告) 新聞発表

婦人労働課では、十二月下旬、かねて実施していた女子事務職員労働実態調査の結果について、中間報告として新聞発表を行なった。

○年少労働問題研究懇談会の開催

年少労働課では、十二月六日、東京神田の如水会館において、年少労働行政を進める上の参考とするため、年少労働者を使用している事業場の人事・労働担当者との出席を得て、都立大学教授磯村英一氏の司会のもとに、年少労働問題研究懇談会を開催した。谷野婦人少年局長、矢越年少労働課長のあいさつに続いて、理研光学工業株式会社人事課長桐山己三雄氏、株式会社ソニー労働課長宮武和也氏の研究発表があり、出席者との間に活発な質疑応答が行なわれた。出席者は事業場人事、労働担当者六名、年少労働者福祉員三名で、今後このような研究会議を随時行なうこととなった。

二「こらん」になりましたか二

(婦人労働課関係)

○労働組合のなかの婦人

婦人労働資料第八五号

○通勤家事使用人の実情

婦人労働調査資料第三八号

本号四十ページ

原稿募集

「婦人と年少者」は全国に広く取材して編集したいと思えます。各地の婦人少年室を始め、婦人と年少者に関係ある諸機関の活動状況や実情についてのレポートをお待ちしています。

一、内容

○婦人少年室その他の関係機関の活動

○婦人少年室協働員のレポート

○年少労働者福祉員のレポート

○地方で起った婦人と年少者に関する諸問題(いずれもなるべく具体的に)

一、分量 四百字詰五枚以内

(但しまとまった研究物はこの限りではありません)

一、必ず原稿用紙を用いること

一、締切 毎月五日

一、掲載の分には薄謝を呈します

一、送り先 本会編集部

昭和三十七年一月一日 印刷
昭和三十七年一月五日 発行

婦人と年少者 第十巻 第一号

編集人 久米 愛子

発行人 平林たい子

印刷人 網野 栄

東京都千代田区神田一ツ橋二ノ一
(日本職業指導協会内)

発行所 婦人少年協会

電話九段(33)九五九九
七九二四
横濱口座東京一〇七九二四



三共株式会社

クシヤミ3回 ルル3錠!

ことしのかぜに

強力 総合かぜ薬 ルル エース

クシヤミがでたら... 寒気がしたら... すぐにルル!
早くのむほどよくききます

25錠 50錠 / 強力ルル・ルル

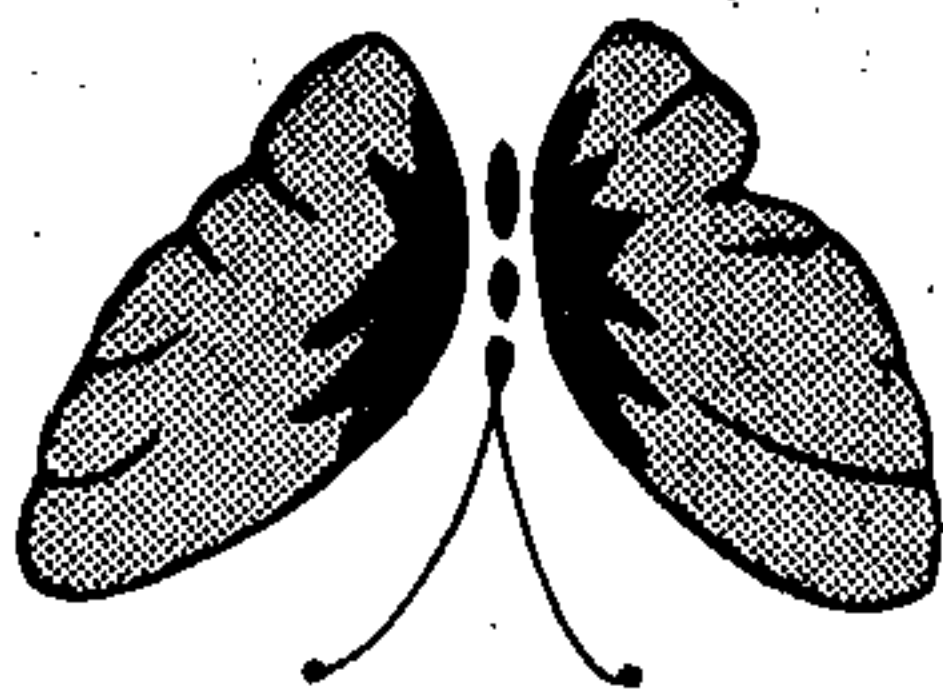
お子さまに甘い..... ルルシロップ

鼻かぜ・鼻づまりに... ルル点鼻薬

新発売 おいしくて効きめが早い
アンプル入り

ルル内服液

香



合成香料 天然香料

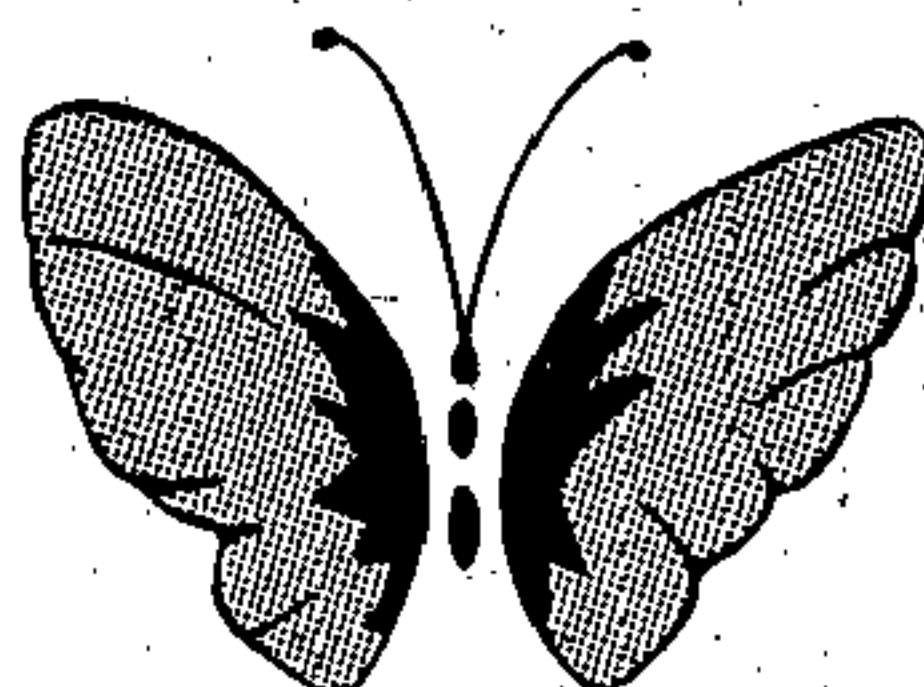
高陽化学工業所

港区芝白 高橋 靖枝
(441)金三光町四五

花のにおい
お菓子のにおい
果物のかおり
においは人の心を
ゆたかにして
明日の夢を

に
お
い

に
お
い



香